

事業計画書

令和3年5月14日

横浜市 市長

所在地 横浜市泉区下飯田町355

申請者 団体名 社会福祉法人 横浜市社会事業協会

代表者職・氏名 理事長 佐々木 寛志

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

団体の理念や基本方針について、記載してください。

私たちは、社会福祉法人 横浜市社会事業協会の経営理念である「**夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く**」の実現を目指すため、3つの基本理念を定めております。
また経営理念、基本理念を拠り所に、2020年度から2029年度までの第二期10年プランを策定し、法人・各施設の中長期的な課題解決に向けて取り組んでおります。

■横浜市社会事業協会の経営理念と3つの基本理念

経営理念

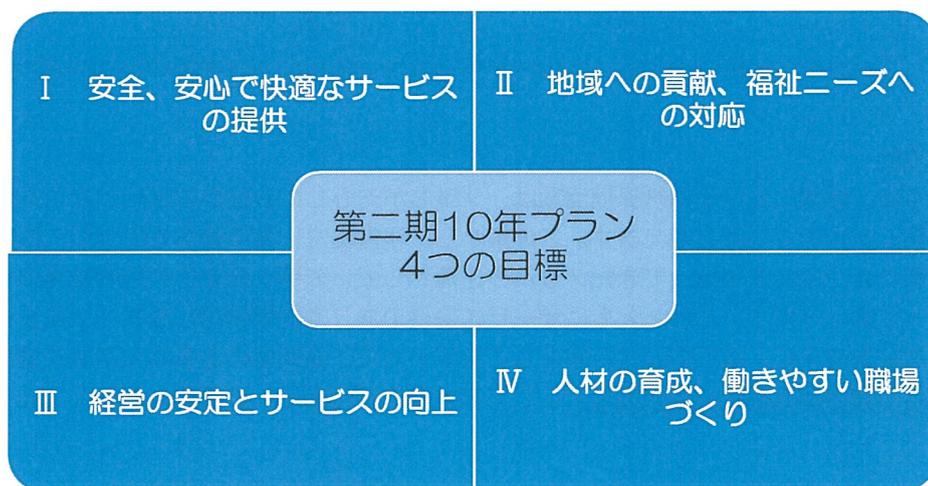
夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く

基本理念

- 1.人々に共感と信頼の得られる社会福祉事業を行うことにより、人々の安心した暮らしの実現を支援します。
- 2.地域の関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。
- 3.堅実かつ効率的な経営に努め、サービスの質の向上と安定的な提供を確保します。

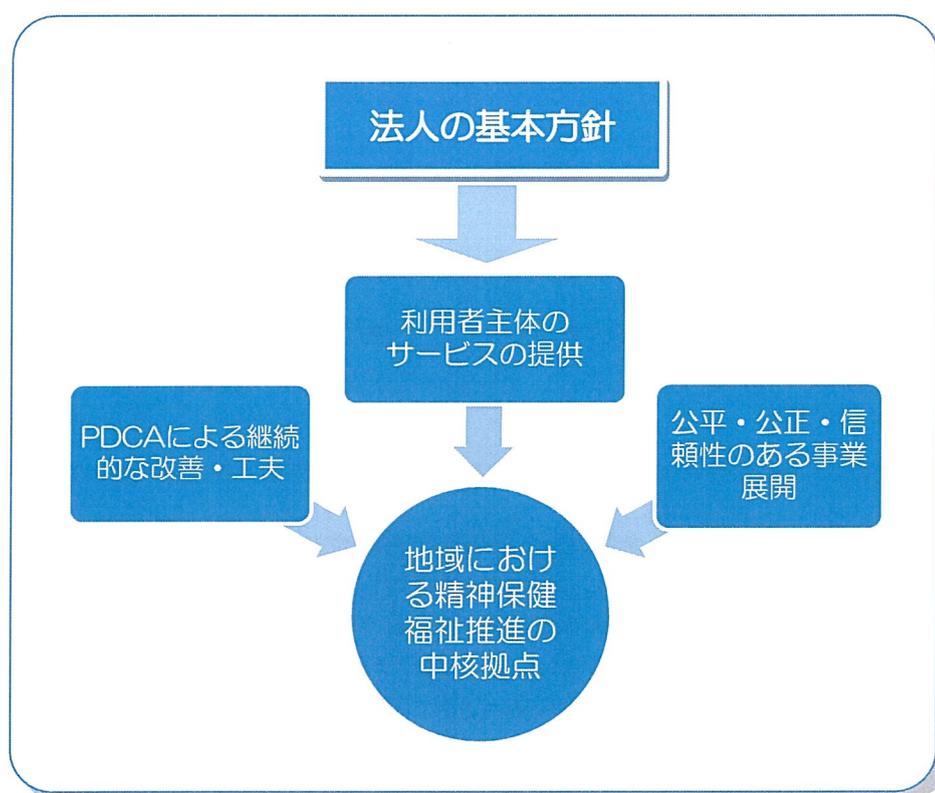
当法人では、経営理念「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念により、利用者の皆様からご満足いただけるサービスの提供と、職員の自己実現が果たせる環境づくりに力を注いでいます。

また経営理念、基本理念を拠り所に法人、各施設の中長期的な課題解決の取り組みとして、2020年度から2029年度までの第二期10年プランを策定し、4つの目標の達成に取り組んでいます。



基本方針

- 1.多様化する住民の福祉ニーズに対応する
地域の方々の多様化するニーズを的確に把握し、柔軟な対応を図り満足のでられるサービス提供を行います。
- 2.近隣の支えあいの関係を育む
地域で支えあう意識の向上と良好な関係の醸成に努め、地域の方々のそれぞれの活動や、生活支援センターとの間のコーディネートを行います。
- 3.地域資源の濃密なネットワークを育む
人的、物的な資源を活性化させるため地域のネットワークがさらに拡大、連携するよう事業を展開して行きます。



■基本方針

私たちは、地域における福祉保健活動は、「誰もが安心して心豊かに生活できる地域を作るための活動」が大切であると考えます。このことから、経営理念・基本理念を拠り所に策定した基本方針に基づき、これまで培ってきたノウハウを活かして、公平・公正で利用者主体のサービス提供を行ってまいります。これとともにサービス提供のあり方を継続的に改善・工夫を行うとともに、法令等を遵守し、横浜市の代行者として公平・公正、信頼性のある事業活動を展開し、「地域における精神保健福祉の中核施設」として精神保健福祉活動への貢献を果たしてまいります。

■公共性の高い事業展開

当法人は、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人です。1981年の法人開設以来、6つの福祉領域にわたり17か所の事業所及び1か所の診療所を運営してまいりました。また、うち5か所の事業所は、横浜市の指定管理者として運営を委ねられており、総合的かつ公共性の高い事業展開をしております。

運営開始	福祉領域	事業所名	備考
1981年	生活保護	横浜市中心浩生館(入所)	横浜市指定管理者
1983年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉(入所)	
1993年	高齢者	横浜市大岡地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2002年	身体障害者	グループホームゆい	
	高齢者	横浜市箕沢地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2003年	精神障害者	横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
2009年	身体障害者	居宅サポート・リバーサイド泉(訪問)	
2010年	精神障害者	グループホームサンライズ	
2011年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨(通所)	
2012年	精神障害者	グループホームアンダール	
	精神障害者	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
	障害児	よこはまりバーサイド泉わかば	
2013年	精神障害者	アテイン(就労支援)	
	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ(通所)	
	障害児	よこはまりバーサイド泉Ⅲひまわり(通所)	
2015年	精神障害者	インカル(就労支援)	
2016年	精神障害者	グループホームすてら縁	
2017年	重症心身障害児・者	横浜市多機能型拠点こまち	
	診療所	なごみクリニック	
2019年	障害児	左近山特別支援学校内放課後等デイサービスたんぽぽ(児童デイ)	

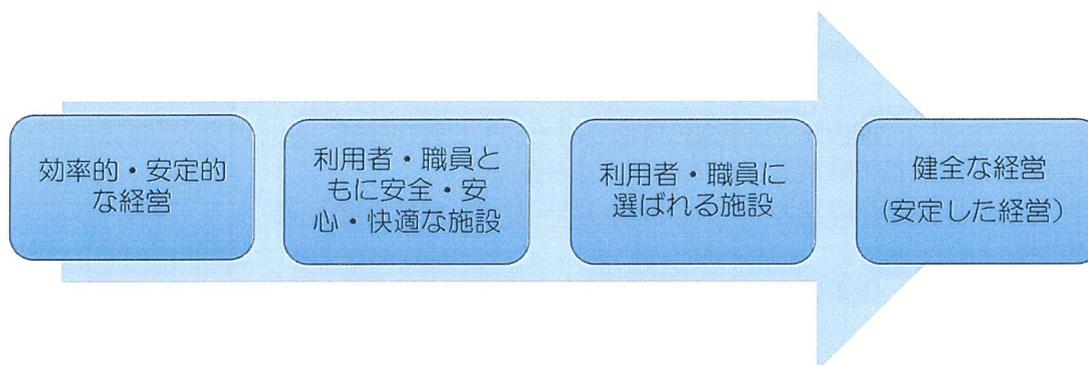
(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

私たちは、法人の安定した経営基盤等を維持・継続・発展させるため、法人の経営理念、基本理念を拠り所に作成した法人本部及び各施設の中長期計画（2020年度からの第二期10年プラン）に対して、4つの目標を立ててその実現に向け、財源の確保及び有効活用に積極的に取り組んでいます。

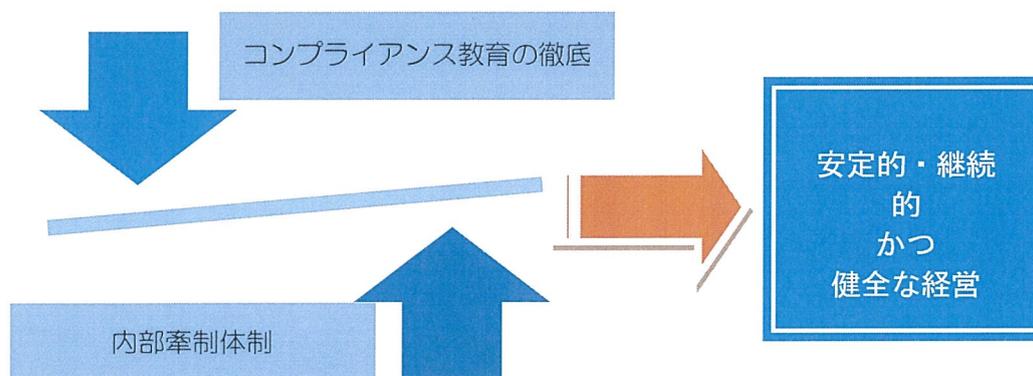
■法人の財務状況

2019年度決算では、企業会計の経常利益に相当する経常増減差額が106,990千円となっており、財務の健全性は極めて良好な状態にあります。また、長期持続性を示す指標である純資産比率は、2019年度末で73.5%となっており、全国平均の72.6%(2018年度WAM-NET報告)を0.9%上回り、各施設の安定した運営が法人全体の健全な経営に結びついております。多様化する福祉サービスに対応できるよう、また民間参入による競争原理にも負けられないよう地域、利用者から選ばれる施設・法人を築きあげてきています。



■コンプライアンスへの取り組み

社会福祉法人は、「地域における福祉の発展、充実」を使命として、社会福祉事業の安定的かつ継続的な経営に努力するとともに、多様な福祉課題に対して柔軟かつ主体的に取り組む、極めて「公共性、公益性」の高い法人です。そのため、当法人では、関係法規の遵守はもちろん、社会的規範や社会倫理(モラル)を守る、いわゆる「コンプライアンス」の重要性について職員全員に徹底させるコンプライアンス教育を行っています。さらに、顧問税理士法人の助言をもとに会計管理体制を標準化するとともに、法人本部による定期的な内部監査を通じて、内部牽制体制づくりに高い意識を持って取り組んでいます。



■人的・組織的基盤

当法人は4つの目標にも掲げられているように人材育成に力を入れており、階層別キャリアアップを目指した系統的な計画に基づく各種研修を実施しています。これらが、単独の部署だけではなく施設・法人全体へ目をむけた5年後10年後の法人のあり方を検証していく原動力となっています。

その結果、各施設での地域に根差した取り組み・安定経営として結実し、現在の安定した法人経営になっていると認識しています。

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置区の状況等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

鶴見区は、山側の緑豊かな住宅地が広がる地域と、海側の京浜工業地帯に連なる下町とが混在する地域です。加えて多数の外国人のコミュニティが存在する「多様性」のある地域でもあります。鶴見区生活支援センターは、こうした地域の精神保健福祉を担う「専門性」を必要とする施設として開設されます。

一方、私たち横浜市社会事業協会は、生活保護法の更生施設や障害者支援施設、複数の地域ケアプラザの運営を通じて、常に「多様なニーズ」に添えてまいりました。それに加えて、鶴見区精神障害者生活支援センター、保土ケ谷区精神障害者生活支援センター、就労支援事業所やグループホームの運営を通じて、「精神保健福祉への専門性」も培ってきました。

鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者の公募にあたり、「多様性」と精神保健福祉の「専門性」を併せ持つ当法人が、その運営に携わり鶴見区精神保健福祉の地域課題解決に貢献していくことは『法人にとっての使命』であると考え、鶴見区生活支援センターの指定管理者に応募いたしました。

《私たちが考える鶴見区の課題》

■多様なコミュニティの存在から生じる課題

地域の課題	解決に向けた取り組み	達成目標
生活支援の場の不足	日常生活支援、相談支援	安心できる生活
潜在的利用者の存在	生活支援センターのPR、普及啓発 出張相談、アウトリーチ、地域交流・地域連携活動	適切なサービスへつながる
横断的ネットワークの連携不足	福祉関係機関のみならず、自治会・教育機関との連携強化	多様な分野のネットワーク構築
社会資源(住居支援)の不足	グループホーム/ケアホーム設置・運営・ショートケア	社会資源の創出
家族会の高齢化	家族会役員会・定例会への参加 若年層の家族会への参加促進	家族会の運営維持・安定

■私たちが考える鶴見区の現状（地域アセスメント）

私たちは、鶴見区には多くのコミュニティが形成され、互いに支えあう素晴らしい文化がありますが、同時にコミュニティ内から出ることができず、生活上の課題を抱えながら解決に至らない人も多く存在していると考えています。これは精神保健福祉領域の分野においても同様と推測され、これまで生活課題を多く抱えながら適切なサービスにつなげることができない方、相談者や支援者が身近にいないため生活が破綻しかけている方等が数多く存在していると考えます。こうした方々に対して、地域全体でサポートするためには、自治会・教育機関等と連携していく必要があります。私たちは、鶴見区の地域アセスメントから見えてきた地域課題に対して、その解決に向けて全力で取り組みたいと考えます。

■横浜市社会事業協会の歩み

社会福祉法人 横浜市社会事業協会は、1981 年生活困窮者を支援する生活保護法における更生施設「横浜市中心浩生館」の受託経営をスタートに、1983 年最重度の身体障害者を受け入れる身体障害者療護施設「よこはまりバーサイドとつかホーム」（現障害者支援施設「よこはまりバーサイド泉」）の運営を開始しました。1993 年には、横浜市大岡地域ケアプラザを、また 2002 年には、

横浜市箕沢地域ケアプラザの受託経営を開始し、常に生活困窮者、障害者、高齢者等に寄り添う支援を行ってまいりました。このような多種の施設を運営する中で利用者支援、家族支援、地域との連携、社会資源の創出等多くの実績及びノウハウを蓄積してきました。当協会の理念である「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」とは、「生活困窮者、障害者、高齢者等に常に寄り添い支援している我々だからこそ発信できる多くのものがある。それをもって社会との懸け橋となり誰もが住みやすい街に、そして住みやすい国に変えていこう」という決意のこもったものです。

■2か所の生活支援センターの運営

指定管理者以外の期間も含めて、18年間の横浜市保土ヶ谷区生活支援センターの運営と、9年間の横浜市鶴見区生活支援センターの運営を通じて、多くのノウハウやネットワークの蓄積をしてきました。これらのソフト資源は、次期指定管理者として活用できるものと自負しています。



■鶴見区精神障害者生活支援センター応募の理由

私たちは、下記の3つの理由から、鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者になることを希望し応募いたしました。

1. 令和元年度第4期鶴見区地域福祉保健計画区民アンケート調査の「地域活動への参加状況について」では、「あなたはご近所や区内で行われている障がい者支援に関する活動に参加していますか?」という設問に対して、0.9%の回答者が「すでに参加している」、31.5%の回答者が「今は参加していないが、今後は参加してみたい」としており、地域での福祉保健活動に対する関心の高さがうかがえます。このような地域こそ、当法人の理念である「誰もが住みやすい社会」を広げていく地域であると考え、鶴見区における精神保健福祉活動の推進に貢献いたしたく、応募いたしました。
2. 精神障害者支援の分野に目を向けると、令和1年度の精神障害者等基礎把握数では、鶴見区は6,800人を数えるにもかかわらず、精神障害者の支援を専門とするグループホームは6か所(定員計54人)に止まり、他障害共通のグループホームを加えても13か所(定員98人)と、社会資源は十分とはいえません。私たちは鶴見区生活支援センターを含め、12か所の社会福祉施設、1か所の居宅サービス事業所、13か所の障害者グループホームを設置・運営しております。これら高齢者・身体障害者・精神障害者の各施設及び生活保護更生施設での運営実績や培ってきたノウハウ・人材を活かして、鶴見区の精神障害者福祉の向上に貢献いたしたく、応募いたしました。
3. 私たちは、指定管理者への応募に先立ち、鶴見区の地域アセスメントを行った結果、前述したようにさまざまな地域課題があることを知りました。そしてその課題解決へ向けて必要なもの

は、高い専門性を発揮することができる生活支援センターの存在であると考えます。私たちは、生活支援センターの運営から学んだ多くのノウハウを活用して、鶴見区が抱える地域課題に貢献いたしたく、応募いたしました。

(4) 社会福祉活動等の実績

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動（知的障害者・身体障害者・発達障害者・高齢者・児童・生活保護受給者・ひとり親世帯等が対象の事業や活動）の実績や、その他の社会貢献の実績があれば、具体的に記入してください。

私たちは、社会復帰施設が十分整備できていなかった時分より、更生施設「横浜市中心浩生館」にて「社会的入院による地域生活が困難な精神障害者」の退院先として、多くの精神障害者を受け入れ、社会復帰へ向けた支援を行ってきました。その後は、精神障害者生活支援センターを始め、グループホームや就労支援事業所など、その時々ニーズに応じた精神保健福祉活動に取り組んできた実績を有しております。加えて、横浜市を始めとした行政機関の依頼に応じて、精神保健福祉関係の委員会への職員派遣や、(一社)神奈川県精神保健福祉士協会などの職能団体を通じて派遣依頼のあった活動にも職員を派遣するなど、地域全体の精神保健福祉の向上に向けた活動を積極的に行っております。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動では、身体障害者、高齢者、重症心身障害児者の施設運営の実績のほか、生活保護施設では近隣の単身高齢者の定期訪問を通じて、地域への社会貢献も積極的に行っております。

■精神保健福祉の活動実績

1. 更生施設「横浜市中心浩生館」の実績

横浜市中心浩生館は、開所当初より当時はまだ非常に少なかった「社会的入院による地域生活が困難な精神障害者」の退院先として、多くの精神障害者を受け入れ、社会復帰へ向けた支援を行ってきました。当時は、精神障害者を取り巻く状況は大変厳しく現在のような社会資源も皆無であり、ようやく県内に数ヶ所の地域作業所（現地域活動支援センター）が出来始めた程度でした。横浜市中心浩生館では、アルコール依存症の入所者にはAA（アルコホーリクス・アノニマス）プログラムを活用した断酒プログラムを提供し、自立への支援を行い、多くの回復者を送り出しました。その中から、新たに自ら断酒グループを立ち上げた方や、アルコール依存症回復施設の施設長や職員として現在も地域で活躍されている方を多数輩出しています。また、長期・短期の入院生活を余儀なくされ社会生活スキルを奪われてしまった統合失調症を初めとする精神疾患を抱えた利用者に対しては、施設生活をとおして生活リズムの習得、服薬の習慣づけによる再燃の防止、対人スキルの向上等を通じて、地域生活への自信を取り戻し、社会復帰に向けての支援を行いました。そして社会との接点を広げることによる「その人らしさ」を取り戻すために、病院や関係機関等と連携して、病院デイケアや区の生活教室、さらに、精神障害者地域作業所への通所などの働きかけを行いました。日常生活が安定し、本人が自信を取り戻したところで、次のステップとしてアパート設定や自宅への復帰を目指し、地域生活を送りながら作業所等の日中活動の場に通所するというスタイルを確立しました。これらは今で言うところの地域移行・地域定着支援事業や生活訓練施設の機能を先駆的に行っていた訳です。また、1990年から設置が始まったグループホームへの移行支援によって、今でも数多くの精神障害者が地域生活を送っています。

1989年神奈川県精神障害者地域作業所連絡協議会が主催した「やすらぎキャンプ」への参加をきっかけに、横浜市中心浩生館のあった南区では地域作業所・保健所（当時）の生活教室・更生施設の利用者が主体的にキャンプというイベントを作り上げるという事業がありました。そこで得られたものは、利用者自身が持っている「力」への感動、その力を支援者側が奪っていないかという振り返りの大切さであり、その想いを共有できた作業所・グループホーム・保健所のMSW(メ

ディカル ソーシャルワーカー)等の職員達と精神障害者福祉の向上を目指した活動は今でも継続されています。

2. 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター、横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者としての運営実績

2003年からは、こころの病を抱えた方が自分らしく地域で安心して生活していくために、「明るく笑顔のあふれる生活支援センター」というコンセプトの基に、横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの受託経営がスタートしました。

保土ヶ谷区生活支援センターでは当事者のみならず、高齢者支援担当、区障害者支援担当と協働して毎月開催される家族会の定例会や各種のイベントにも積極的に参加させていただき、良好な関係を構築するとともに家族に対して積極的に支援を行っています。また、ボランティアの育成や、実習生、小・中学生の積極的な受け入れを行うことにより、精神障害の正しい理解にむけた普及啓発活動にも力を注いでいます。2010年、2020年の指定管理者公募でも保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの運営法人として選定いただいたことに加えて、2011年には横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの運営法人として選定いただきました。地域における精神福祉推進の拠点施設として、両センターの管理運営を積極的に行っています。

3. 精神障害者を対象としたグループホームの運営

2010年12月にグループホームサンライズ(定員10人)を泉区に開設しました。その後、アンダー常盤台、アンダー中里台、サンライズⅡ、すてら縁と運営を開始してきました。さらに2021年3月には、神奈川区にCrane 神之木(定員10人)を開設し、合計で6ホーム(定員合計49人)の運営を行っています。住居の形態(一軒家タイプ、アパートタイプ)、夜勤配置の有無など、ホームによって提供できる支援の内容は異なりますが、安心して安全な生活の場の提供をモットーに、グループホームの運営を行っています。

4. 精神障害者を対象とした就労支援事業所の運営

2013年に泉区に就労継続支援A型事業所アティン、2015年に中区に就労継続支援B型・就労移行支援事業所インカルを開所し、精神障害者のニーズに応じた就労支援を提供しております。インカルは、B型のニーズの高まりを受けて、2019年に定員を20人引き上げ40人の定員としております。

5. 精神保健福祉関係の活動への職員の派遣

以下の活動に職員を派遣し、地域全体の精神保健福祉の向上に向けた活動を積極的に行っております。

- ・障害支援区分審査会(横浜市)
- ・精神医療審査会(神奈川県)
- ・介護給付費等不服審査会(神奈川県)
- ・認知症対策推進協議会(神奈川県)
- ・精神保健参与員(横浜地裁)
- ・成年後見ネットサポート委員(横浜市)
- ・よこはま福祉・保健カレッジ連絡会議事業企画分科会委員(横浜市社協)
- ・グループホームモニター委員(横浜市社協障害者支援センター)

など

■精神保健福祉以外の社会福祉活動の実績

1. 身体障害者の支援

障害者支援施設「よこはまりバーサイド泉」、グループホームゆい(現在7ホーム)、居宅サ

ポート・リバーサイド泉(ホームヘルプ)、よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨(生活介護)、よこはまりバーサイド泉Ⅲ(生活介護)の運営など、主として身体障害者を対象とした社会福祉事業を多領域で行っています。

2. 重症心身障害児・者の支援

身体障害者の支援を通じて培ったスキルを役立てるため、重症心身障害児・者の多機能型拠点こまちを2017年に開所しました。生活介護、短期入所、居宅介護などの障害福祉サービスに加えて、小児科の診療所、訪問看護ステーションも併設しており、重症心身障害児・者に対して医療ケアも含めた多様なニーズに応えることのできる体制を整えております。また、2019年には、横浜市モデル事業として、横浜市立左近山特別支援学校内に放課後等デイサービス事業たんぽぽを開設、特別支援学校の通学者にその場で放課後のデイサービスを提供するという、新たな取り組みを始めています。

3. 横浜市地域ケアプラザ2館の指定管理者

指定管理者として指定を受けている「横浜市大岡地域ケアプラザ」「横浜市箕沢地域ケアプラザ」では地域包括支援センターが地域の身近な総合相談の窓口として位置付けられており、高齢者のみならず、精神障害に関する相談も数多く寄せられています。区障害者支援担当者や区内の生活支援センターと連携を持ち、精神障害者やその家族に対する地域生活の継続に尽力しています。

■その他の社会貢献の実績

1. 単身高齢者の定期訪問事業

私たちは1981年に横浜市南区中村町にて社会福祉法人を設立しました。以来40年近くの長きにわたり、中村町の皆様と交流を深めてきました。そのご縁から、多くの住民の方と顔を見知った関係を築いてきております。こうした関係性を活かし、地域近隣にお住いの単身の高齢者の定期訪問を行い、暮らしを見守っております。

団体名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

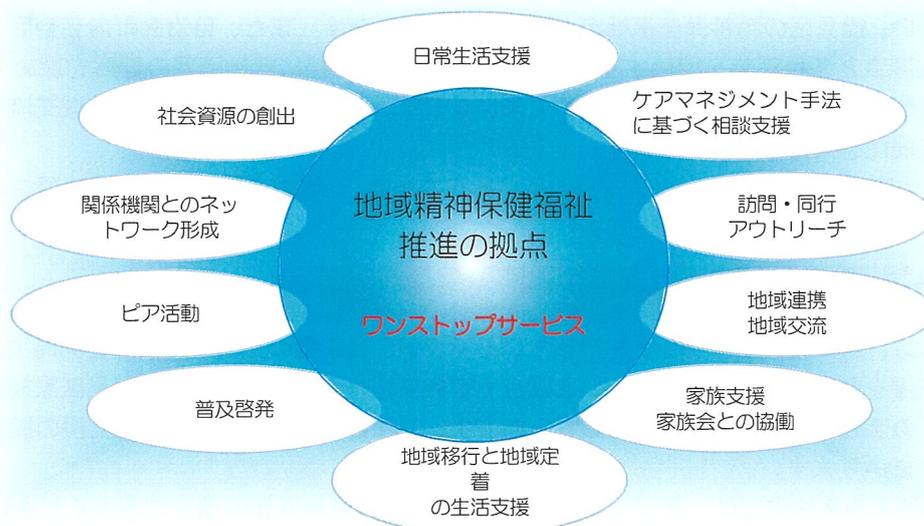
私たちは、生活支援センターの役割は、地域で暮らす精神障害者が**安心して自立した生活を送るためにさまざまな日常生活の支援**を行い、**精神障害者の社会復帰と社会参加を実現する**、「**地域における精神保健福祉推進の拠点施設**」であると考えます。また、生活支援センターが制度化された頃に比べ、自然災害や新たな感染症により様々な生活環境の変化が起こり、こころの健康を維持することが困難な状況になっている方々が増えています。そうした中で、生活支援センターが地域の中で果たす役割も増えていると実感しています。そしてその役割を担っていくために、以下に挙げた役割と機能が求められていると考え、鶴見区生活支援センターで実践してまいります。

役割

- ・ 1. 精神障害者の地域社会で安心して自立した生活の実現
- ・ 2. 精神障害者の社会復帰、社会的復権の実現
- ・ 3. 精神障害者の社会参加の実現
- ・ 4. 精神障害の理解を深める機会の実現
- ・ 5. メンタルヘルスに関する意識向上の実現

機能

- ・ 1. 日常生活の支援
- ・ 2. ケアマネジメント手法に基づく相談支援
- ・ 3. 訪問・同行・アウトリーチの拠点
- ・ 4. 地域連携・地域交流の拠点
- ・ 5. 家族支援の拠点
- ・ 6. 普及啓発の拠点
- ・ 7. 地域移行と地域定着の生活支援の拠点
- ・ 8. ピア活動の拠点
- ・ 9. 関係機関とのネットワーク形成
- ・ 10. 社会資源の創出



1.日常生活の支援

私たちは、これまで鶴見区の地域アセスメントを行うことによって、日常生活支援の課題抽出を行いました。単身世帯の多さ、家族全体が支援を要する状況の方々、母子世帯等の生活支援においてフリースペースを活用しての仲間作り、食事サービス提供による生活の安定、入浴・洗濯サービスによる清潔の保持、各種イベント企画等、生活の質が向上していく支援を行ってまいりました。そうした支援が、孤独の解消に繋がり日常生活に潤いをもたらすことができた実感しております。しかし、潜在的にまだまだ同様の支援が必要な方が存在します。さらに周知等を強化し日常生活支援の機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P1 具体的事業内容(1)日常生活支援の項をご参照ください。

2.ケアマネジメント手法に基づく相談支援

私たちは、『「人」と「その人の生活」に視点を当てた支援こそが福祉である』と考えます。そのため、生活支援センターという精神障害者に対する専門相談支援事業所において、最も大切にしている姿勢は、ケアマネジメント手法に基づく相談支援です。

1. 個別性を重視した援助
2. 利用者のニーズが中心
3. 利用者の生活の質・QOLの重視
4. 利用者自身が問題解決能力をつけていく（エンパワメント）
5. 権利擁護

この五つの視点を忘れずに、相談支援の機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P4 具体的事業内容(2)相談支援の項をご参照ください。

3.訪問・同行・アウトリーチの拠点

私たちは、利用者の安定した地域生活継続のために訪問・同行活動はとても大切な支援と考えます。いつでも相談できる体制を構築し、積極的な訪問・同行活動を行ってまいります。また、アウトリーチ活動は、地域の中で埋もれて生活をしている未治療者や治療中断者を早期に発見し、必要な社会資源へとつなげていくことに有効であると考え、積極的なアウトリーチ活動を行ってまいります。これらの活動により、訪問・同行・アウトリーチ機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P9 具体的事業内容(3)訪問・同行支援の項をご参照ください。

4.地域交流・地域連携の拠点

私たちは、精神保健福祉関連の事業所や機関と「顔の見える関係作り」を進め、ネットワーク強化を行い、鶴見区の精神保健福祉向上に努めてまいります。また、自治会町内会や区・地区社会福祉協議会と各種事業を協働することで、地域住民の皆様に精神障害の理解を深めていただき、誰もが住みやすい地域づくりを進めてまいります。これらの活動により、地域交流・地域連携の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P12 具体的事業内容(5)地域交流・地域連携の項をご参照ください。

5.家族支援の拠点

私たちは、当事者の身近でケアを行っている家族は、当事者の支え手であると同時に、「家族自身も支援を必要とする当事者」という視点で家族支援を行います。また、鶴見区家族会「のぞみの会」の活動を今後も支援・協働していきます。これらの活動により、家族支援の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P18 具体的事業内容(7)家族支援の項をご参照ください。

6.普及啓発の拠点

地域へ向け精神障害の正しい知識と理解を普及させていくことは、精神障害者支援の専門施設である生活支援センターの大きな責務であり、存在意義が問われると言っても過言ではないと考えます。私たちは、区福祉保健センター、区基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区・地区社会福祉協議会、自治会町内会、家族会、教育機関等の関係機関・団体等と協働し、精神障害者福祉領域の勉強会や講演会等を通じて普及啓発活動を展開します。また、普及啓発ボランティアを発掘・育成することで、地域に埋もれている潜在的利用者の発掘につなげるとともに、精神障害者や家族が、地域で継続的・安定的に生活が送れる社会の実現を目指します。これらの活動により、普及啓発の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P20 具体的事業内容(7)普及・啓発の実施の項をご参照ください。

7.地域移行と地域定着の生活支援の拠点

病状的には安定しているにも関わらず、退院後の生活基盤が整備されないという理由から退院できずに入院を強いられている方が数多くいる現実を私たちは知っています。私たちは、医療機関や区福祉保健センター、区基幹相談支援センターを始めとする関係各機関と協働し“社会的入院”を強いられている入院中の方の退院と地域定着の支援を行います。これらの活動により、地域移行と地域定着の生活支援の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P26 具体的事業内容(10)精神障害者退院サポート事業の項をご参照ください。

8.ピア活動の拠点

当事者同士が自らを支えあうピア活動は、当事者一人一人に自然な形で多くの力がついていく活動です。私たちはピア活動支援のための専門スタッフを育成するとともに、利用者の潜在的な力を引き出していくピア活動を支援することにより、ピア活動の拠点機能を果たしてまいります。

※具体的事業実施内容は、イ-7 P23 具体的事業内容(9)ピア活動の項をご参照ください。

9.関係機関とのネットワーク形成

私たちが、鶴見区生活支援センターで様々な活動を行っていく際に第1に考えていることは、自治会町内会を始めとする、現在鶴見区内で多くの活動を行っている関係機関・団体との連携です。そのネットワークの構築なくして精神保健福祉の向上は図れないと考えます。これまで培ってきたネットワークにプラスして、エリアを拡大してこれらの活動を継続していくことで、ネットワーク形成機能を果たしてまいります。また、より高齢分野、教育分野の関係機関と横断的なネットワークを構築し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムのさらなる構築を行ってまいります。

10.社会資源の創出

私たちは、これまで13軒のグループホーム(主たる対象=身体障害者7軒、主たる対象=精神障害者・知的障害者6軒)を設置・運営しています。また、新たに1軒の就労継続支援事業所(主たる対象者=精神障害者)を開所予定です。鶴見区ではまだまだ社会資源が不足していると考える私たちは、これまで蓄積してきたノウハウを活かしつつ、鶴見区のニーズに則した社会資源の創出機能を果たしてまいります。

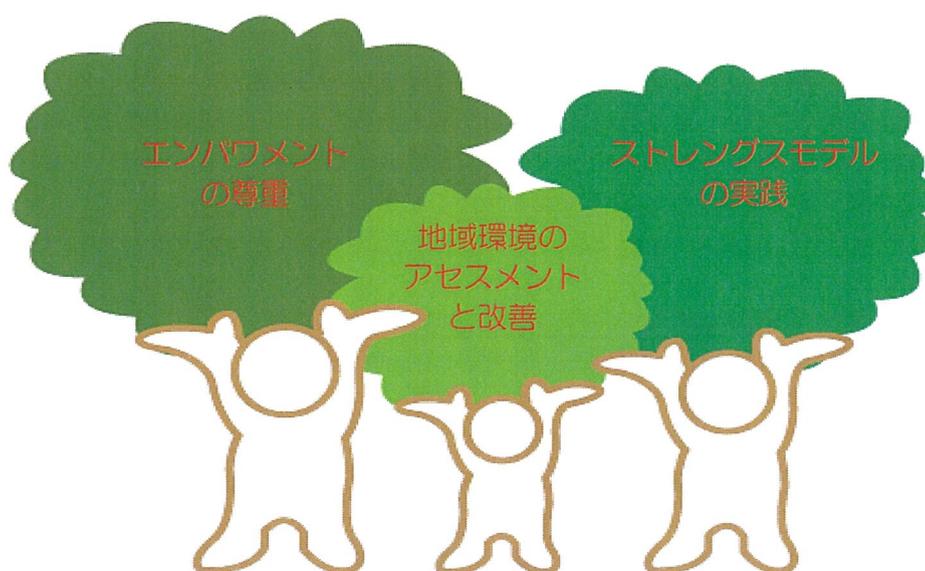
(2) 指定期間中の事業展開方針

指定管理期間 10 年間にける長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

私たちが、前ページに挙げた生活支援センターの役割と機能を果たし、精神障害者の「地域社会で安心して自立した生活」及び「社会復帰と社会参加」を実現するために、私たちは、「リカバリー」を追求してまいります。そのために私たちは、「地域環境のアセスメントと改善」、「エンパワメント」の尊重、「ストレングスモデル」の実践を大切にまいります。

地域社会で安心して自立した生活の実現

社会復帰と社会参加の実現



リカバリーの追及

■リカバリーの追及

私たちは、リカバリーとは単に“回復する”“取り戻す”ということではなく、「失われた希望を取り戻し、自らの健康と生き方に責任を持ち、自分の人生の主導権を取り戻すことである」との視点に立ち、さまざまな活動を通じて、価値あるアイデンティティを見つけていく支援を、以下のことを大切に考え実践して行きます。

1. 地域環境のアセスメントと改善

精神障害者のリカバリーの追及には、当事者への支援だけでなく、当事者が生活しやすい地域環境を整えていく必要があります。そのため私たちは、地域環境のアセスメントを行い、当事者が暮らしやすい環境を整えていきます。

2. エンパワメントの尊重

さまざまな問題に起因する心身機能の低下や自信喪失、孤立無援感を感じている精神障害者の潜在的な能力にスポットを当て、当事者が自ら抱える問題を主体的に解決しようとする力を引き出す支援を行います。

3. ストレングスモデルの実践

本人の持っている能力や意欲、好み、抱負といった強さに加え、生活環境の改善、社会資源の

利用自体も本人のストレンクスであるという視点を持ち、ケアプランを作成し支援を行います。利用者の持つ可能性に着目して支援していく過程においては、利用者が中心であり利用者の自己決定を側面的に支えていく支援を行います。

指定期間中の事業展開方針

私たちは、応募の理由でも述べたように、鶴見区には精神保健福祉に関わる多くの課題が存在することを第1期指定管理期間中に実感しております。地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、指定管理者として10年間の指定期間を以下のように、「**第1期**」から「**第4期**」に分けて、**計画的な事業展開**を図ってまいります。

第1期では、これまで培ってきたネットワークを拡大させ、教育機関等の他分野関係機関との横断的ネットワークを構築し連携強化を図ります。第2期では、第1期で構築した地域ネットワークを基に、鶴見区の課題を改めて調査・分析し、具体的な取り組みを検討してまいります。なお、既に明らかになっている具体的なニーズは、第2期までに課題解決に向けて取り組んでまいります。第3期～第4期では、第2期でさらに明らかになった鶴見区の課題の解決に向けた具体的な取り組み結果の検証と新しい課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。

第1期 (令和4年度～5年度)

- ・生活支援センターの周知強化
- ・団体の後方支援（障害団体等が弱体化）
- ・横断的なネットワークづくり

第2期 (令和6年度～7年度)

- ・地域課題の再調査と分析
- ・分析結果に基づいた取り組みの検討
- ・すでに明らかになっている課題の解決

第3期 (令和8年度～10年度)

- ・地域課題解決へ向けた取り組みと検証
- ・解決された課題の普及

第4期 (令和11年度～13年度)

- ・取り組み内容の定着
- ・新しい課題解決へ向けた取り組み

第1期(令和4年度～5年度)

第1期指定管理期間において、3機関連携や福祉関係団体との連携を通してネットワークの構築が達成できたと考えています。さらに高齢・教育分野とのネットワークを構築しようと検討しておりましたが、感染症対策の影響で積み残し課題となっております。まず、第1期では、生活支援センターのPR強化とともに他分野との横断的なネットワーク構築期として活動を行います。特に活動の低下が顕著な障害者団体等に対して、自立支援協議会の連携を活用し支援していきます。

第2期(令和6年度～7年度)

第1期で構築したネットワークを活用し、私たちが考えた鶴見区の課題の検証及び課題の抽出を行います。そしてその課題解決に向けた事業展開を図ります。

第3期(令和8年度～10年度)

第2期の取り組み結果の検証を行います。そしてその効果が認められた場合は、その取り組みと結果を地域住民へ普及させてまいります。また、課題解決がされていない場合はその原因を究明し、新たな取り組みを計画し取り組んでまいります。

第4期(令和11年度～13年度)

第3期で解決された課題の普及を受け、第4期では地域に定着していくような活動を行います。さらに私たちは、次の新しい課題解決に向けた計画と取り組みを行います。

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
-----	------------------

3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

指定管理料における収支計画の適正性について記載してください。

わたしたちは、横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの第2期指定管理者に応募するにあたって、横浜市の指定管理者ガイドライン、法人内の過去の経理状況、法人内他事業所の動向、人事関係などを精査し、緻密な指定管理料の算出を行いました。

これらの結果、この提案書で提案した指定管理料については、適正であると考えます。

■指定管理料における収支計画が適正であるとする理由

生活支援センターの指定管理料は大きく人件費と運営費に分かれています。先に述べた精査や社会一般の動向から、年間予算の上昇率を2パーセントと算出し、物価上昇分を加味して計算いたしました。人件費は、資格要件や経験年数などが定められている職種があり、運営費の項目では、**事務消耗品を含む日用品等は、法人内での共同購入によるコスト削減**や、複合施設全体で公共料金の支出を抑えるための協議や取り組みを行います。複合施設は、築10年経過し設備関係では耐用年数超過等の影響で交換が必要な箇所が点在しています。複合施設全体でこまめな修繕や未然に防ぐ手立てなどを検討し、大規模修繕にならないよう取り組みます。

※指定管理料を効率的に執行するための工夫、指定管理料の低減策については、「イ-6 施設の管理運営 (6) 指定管理料の効率性」の項目で詳しく述べます。

団体名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

4 職員配置・育成

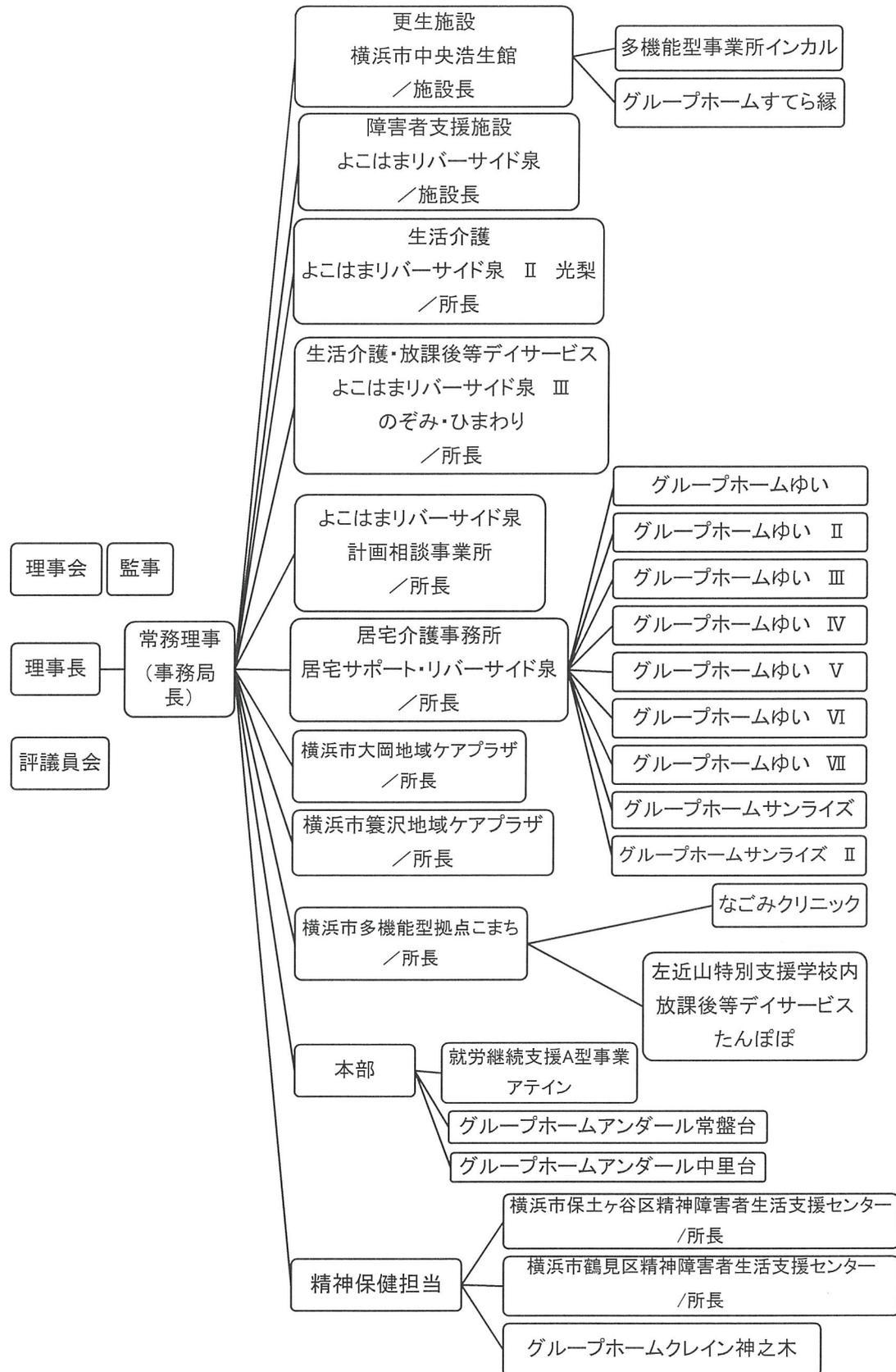
(1) 職員の確保、配置

必要な職員の確保と適正な配置について、勤務体制や業務分担等について記載してください。また、「団体全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

わたしたちは、生活支援センターに期待される精神保健福祉の向上を担う鶴見区の中核拠点としての役割を実現するためには、「地域生活支援拠点のネットワークの充実」「地域交流事業・普及啓発事業の充実」「専門性を発揮する相談支援体制の充実」が必要だと考えます。そのためには、精神保健福祉分野における高い専門性を持った人材を確保するのみならず、他の社会福祉分野における経験豊かな人材の確保も視野に入れ、配置します。研修やスーパービジョンの機会を増やし、法人のキャリアパス制度に基づいて個々の職員のスキルを計画的に向上させる仕組みを整え、生活支援センターの役割を高いレベルで担える職員の育成を行います。

	役職	担当業務	能力・資格	実務経験・年数	雇用形態			備考
					常	非	他	
1	所長	施設管理・運営	精神保健福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター10年 精神科病院 10年	1			
2	主任	基本相談 計画相談	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター9年 精神科病院2年 精神科診療所6年	1			
3	相談員	自立生活主任 アシスタント	精神保健福祉士 相談支援専門員	精神障害者生活支援センター7年 精神科病院3年 相談支援事業所1年	1			
4	相談員	退院サポート事業 地域移行・地域支援	精神保健福祉士 社会福祉士	精神障害者生活支援センター5年	1			
5	相談員	自立生活アシスタント 基本相談	精神保健福祉士 社会福祉士	精神障害者生活支援センター職員3年 居宅介護事業所2年	1			
6	相談員	基本相談	精神保健福祉士 社会福祉士	精神障害者生活支援センター職員1年	1			
7	相談員	基本相談 計画相談	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員 介護福祉士	精神障害者生活支援センター職員17年 障害者支援施設5年		1		
8	相談員	退院サポート事業 地域移行・地域定着	精神保健福祉士	生活支援センター3年 障害者グループホーム1.5年		1		
9	相談員	基本相談	精神保健福祉士 社会福祉士 WRAP ファシリテーター	精神障害者生活支援センター1年 社会福祉協議会5年 福祉系大学等教員15年		1		
10	相談員	基本相談		高齢者施設1年		1		
11	相談員	基本相談 計画相談	精神保健福祉士 社会福祉士	就労継続支援事業所5年		1		
12	事務員	一般事務・会計経理	公認会計士	監査法人3年 福祉系大学生			3	週1 2名 週3 1名
12	調理員	調理	食品衛生管理者			5		1~2名
13	嘱託医	医師相談	医師				3	月3回
14	障害者雇用	事務・清掃		生活支援センター10年		2		

社会福祉法人 横浜市社会事業協会 組織図



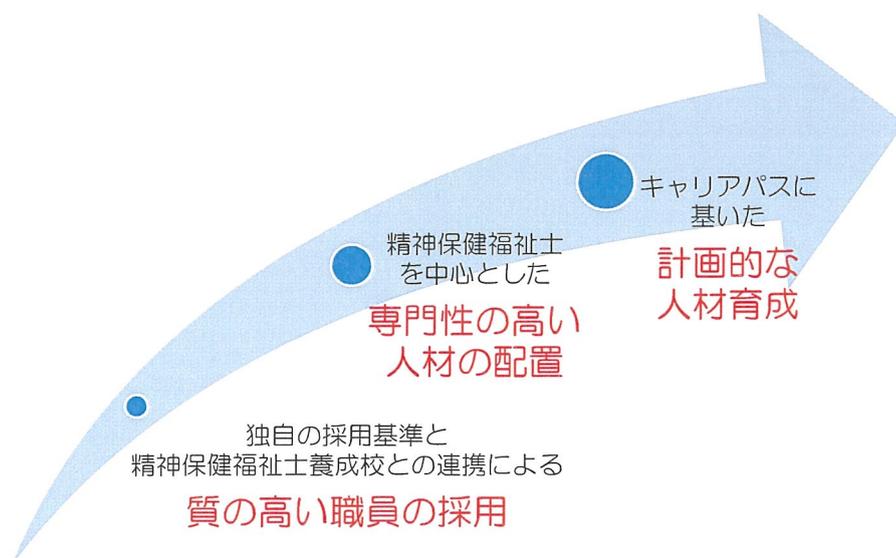
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 組織図



(2) 職員の育成

研修計画やOJTなどを含めた職員の育成について記載してください。

私たちは、精神保健福祉の向上を担う地域の中核拠点という役割を実現するためには、「地域ネットワーク形成のさらなる充実と連携」「地域交流事業、普及啓発事業のさらなる充実」「専門的相談支援体制の充実」が必要と考えます。そのためには、精神保健福祉分野における高い専門性を持った人材を確保・配置します。さらにスーパービジョンの機会を増やすとともに、キャリアパスを導入し、個々の職員のスキルを計画的に向上させる仕組みを整え、**生活支援センターの役割を高いレベルで担える実践力を持った職員の育成**を行ってまいります。



■職員の確保と配置

精神保健福祉分野における高い専門性を持つ職員を確保し配置するため、私たちは以下の取り組みを実施します。

1. 職員の確保と配置

- (1) 法人独自の採用基準に基づいた高い専門性と広い見識をあわせ持つ人材の採用

職員の採用に際しては、法人独自の採用基準（右）に基づき、精神保健福祉士の資格保有者を中心に、高い専門性と広い見識をあわせ持つ人材を採用し、配置します。

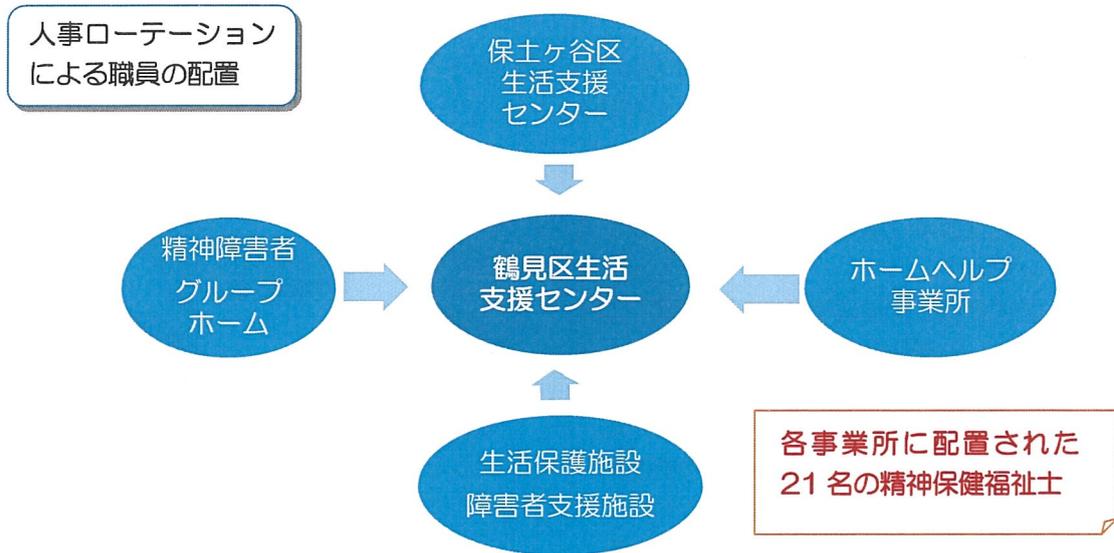
- (2) 精神保健福祉士養成校との交流と連携による採用
精神保健福祉士現場実習の受け入れや実習指導者研修、懇談会等への参加を通じて、精神保健福祉士養成校との交流、連携を図ります。そして新卒生採用の際は、精神保健福祉士養成課程を卒業し、将来にわたり精神保健福祉の向上に寄与できる学生を採用し、配置します。

当法人の職員採用基準

- ①利用者主体に考えることのできる職員を採用します
- ②利用者の要望に真摯に向き合える職員を採用します
- ③利用者のニーズとサービスをコーディネートできる職員を採用します
- ④常に自分のサービスと行動を振り返ることができる職員を採用します
- ⑤他事業所や他職種との協働力を発揮できる職員を採用します
- ⑥安全に対する高い意識を持ち、行動できる職員を採用します

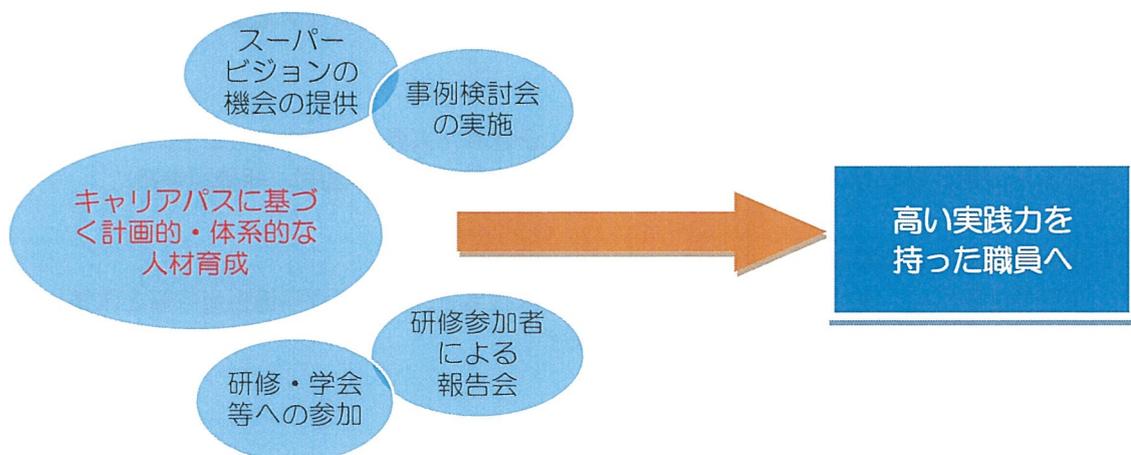
2. 精神保健福祉分野における豊かな実務経験を持つ職員の配置

私たちは、保土ヶ谷区生活支援センターをはじめ、精神障害者を対象としたグループホーム、ホームヘルプ事業所など、地域精神保健福祉を担う各種事業を運営しております。それに加えて、精神保健福祉施策の整備が進む前から精神障害者を多く受け入れてきた生活保護施設、精神障害を含む重複障害者を受け入れる障害者支援施設など、精神保健福祉に関わる多岐にわたる事業所を運営してまいりました。そしてこれらの事業所には、21名の精神保健福祉士が配置され、運営に携わっております。鶴見区生活支援センターの人材配置にあたっては、精神保健福祉における多様なニーズに応えることができるように、**精神保健福祉士を中心に、豊かな実務経験を持つ職員**を、法人内の人事ローテーションで配置します。



■職員の育成

私たちが求める生活支援センターに配置する職員像は、ソーシャルワーカーとしての専門性に基づいた、生活支援センターの役割を高いレベルで担える、実践力の高い人材です。こうした人材を育成するため、私たちは職務や職位に必要な一連の技能・資格・業務経験と、それに対応する研修内容等をキャリアパスとして設定し、計画的・体系的に人材育成を進めます。それに加えて日頃の職場においても、外部研修・学会等への参加、指導職員によるスーパービジョンの機会の提供、事例検討会の実施を通じて、職員個人の専門的スキルを向上させる職員育成を行います。



1. 職員育成の具体的方法

(1) キャリアパスに基づく職員の育成

職務や職位に就任するために必要な技能・資格・業務経験を明確にし、それに対応した研修内容をキャリアパスとして設定することにより、計画的・体系的に人材を育成します。

(2) 日頃の職場における育成

- ① 研修・学会等への参加や実践発表を通じて、支援理論の習得と蓄積を図ります。
- ② 研修参加者による報告会を実施し、情報の共有化を図ります。
- ③ 定期的なスーパービジョンを通じて、職員全体の専門的実践力を高めます。
- ④ インシデントプロセスの手法を用いた事例検討会を実施し、専門人材の育成を行います。

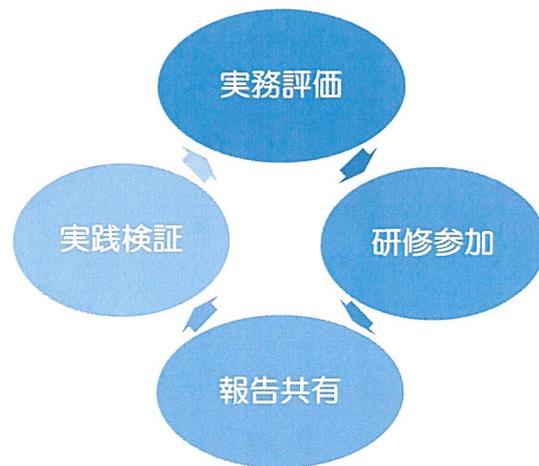
2. 事業展開における研修の位置付け

(1) 研修のシステム化(研修のスパイラルアップ効果)

① 外部研修等で得た知識・手法・情報等を施設全職員が共有して活用できるようにするため、研修参加者による研修報告を会議の中に設定し、情報の共有化を図ります。

② 共有化した情報等を各業務に照らし合わせ、各業務の改善策を作成します。次に改善策を実践し、実践結果を検証して、検証結果を実務に取り入れるため、マニュアルを適宜改善して、その周知・徹底を図ります。

(2) 担当業務及び役職に基づいた研修企画
組織内の役割を明確にし、階層別の研修企画を実施します。



■適正な人員配置及び勤務ローテーション計画

私たちは、事業を展開する上で「事業内容に適合する人員配置」を常に検証し、効率的な運営を目指します。そのためにも「関連法に適合した労働環境」を遵守し、より働きやすくやりがいのある職場環境を整備します。また土・祝日にも責任者及び各担当者を配置し、適切に対応できる体制を整えます。

1. 労働コンプライアンスを基盤とした職場環境

正規職員及び非常勤職員に対し、労働基準法を遵守した法人規定を確実に履行し、より適切な労務管理を実施します。また法人規定については適宜検証し、適切な労働環境を確保します。

2. 効率的な事業に適する人員配置

横浜市精神障害者生活支援センター実施要綱に示された人員を配置するとともに、業務実施における指揮命令系統の一元化と責任の所在の明確化を図ります。(前述、組織図参照)

3. 災害発生時の人員配置

災害発生時には、連絡窓口担当者、要援護者受入担当者、備蓄資源準備担当者等を確保し、区本部からの要請に対応できる人員を配置します。

勤務ローテーション計画

職員勤務時間 日勤 8:45~17:30 中番 10:15~19:00 遅番 11:15~20:00(各休憩 45)

役職/日・曜日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	嘱託医	日勤者計	遅勤者計	出勤者計
	所長	常勤職員(主任)	常勤職員(相談員)	常勤職員(相談員)	常勤職員(相談員)	常勤職員(相談員)	非常勤職員(相談員)	非常勤職員(相談員)	非常勤職員(相談員)	非常勤職員(相談員)	非常勤職員(無休化対応)	非常勤職員(調理員)				
1 日																
2 月	◎		○	△	○	△	△		○	△	○	2		5	4	9
3 火	◎	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	2	1	8	3	1
4 水	◎	○		△	○	○	○	△	○	△	○	2		7	3	1
5 木	◎	○	○	△		△	○		△	△		2		4	4	8
6 金	◎	◎	○	○	△	△		△	○	△	○	2		6	3	9
7 土		◎	○		○		○	○						5		5
8 日																
9 月	◎		○	△	○	△	△		○	△	○	2		5	4	9
10 火	◎	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	2	1	8	3	1
11 水	◎	○		△	○	○	○	△	○	△	○	2		7	3	1
12 木	◎	○	○	△		△	○		△	△		2		4	4	8
13 金	◎	◎	○	○	△	△		△	○	△	○	2		6	3	9
14 土		◎	○		○		○	○						5		5
15 日																
16 月	◎		○	△	○	△	△		○	△	○	2		5	4	9
17 火	◎		○	△	△		○	△	○		○	2	1	5	3	1
18 水	◎	○		△	○	○	○	△		△	○	2		6	3	1
19 木	◎	○	○			△	○		△	△		2		4	3	8
20 金		◎	○	○	△	△		△	○	△	○	2		5	3	9
21 土	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			11		11
22 日																
23 月	◎		○	△	○	△	△		○	△	○	2		5	4	9
24 火	◎	○	○	△	△	○	○	△	○	○	○	2	1	8	3	1
25 水	◎	○		△	○	○	○	△	○	△	○	2		7	3	1
26 木	◎	○	○	△		△	○		△	△		2		4	4	8
27 金	◎	◎	○	○	△	△		△	○	△	○	2		6	3	9
28 土		◎	○		○		○	○						5		5
29 日																
30 月	◎		△	○		△	○		△		○	2		4	3	7

(注) 1 ◎印は、日勤及び責任者

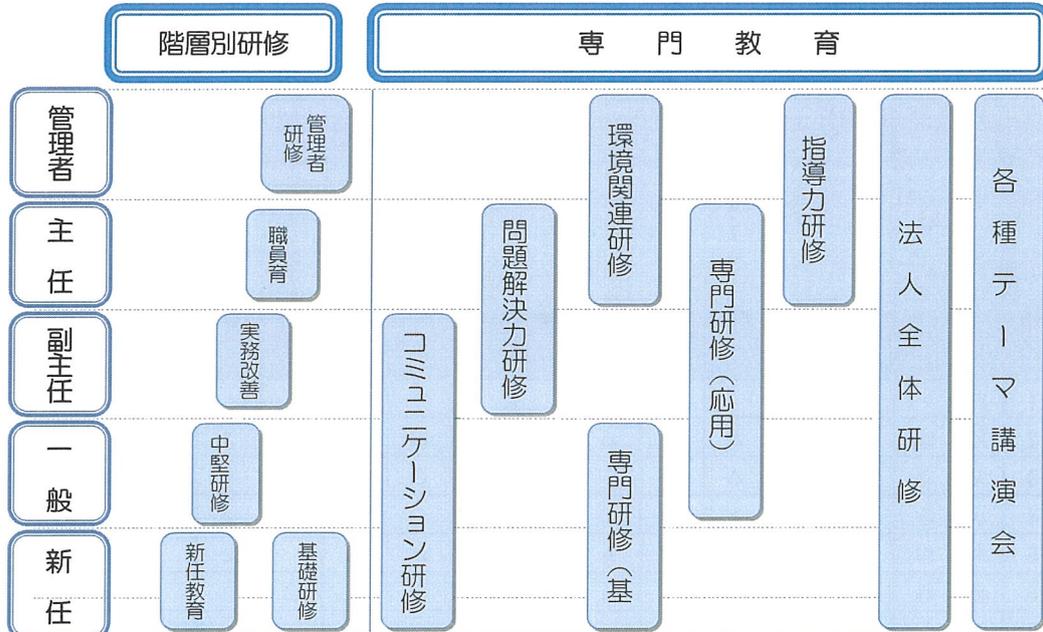
(注) 2 ○印は、日勤者

(注) 3 △印は、遅勤者

(注) 4 数字は非常勤職員数

■職員の研修計画

研修企画に基づきそれぞれの目標が達成できるよう事業所内及び法人主催の研修を定期的
実施するとともに、外部研修の情報提供を積極的に行い、職員自らの学ぶ姿勢を支援します。



研修内容	所長	主任アシスタント	相談員	調理員
新人職員研修			○	
相談技術研修		○	○	
成年後見制度研修		○	○	
個人情報保護制度研修	○	○	○	○
障害者ケアマネジメント研修	○	○	○	
精神疾患研修		○	○	
福祉教育担当者研修			○	
人権擁護法人研修	○	○	○	○
ユースアドバイザー養成講習		○	○	
相談支援事業者研修	○	○	○	
電話相談機関研修		○	○	
防災研修	○	○	○	○
事例検討研修		○	○	
地域福祉コーディネーター養成研修 (ボランティアコーディネーター養成含)		○	○	
アディクション研修		○	○	
家族支援担当者研修			○	
食品衛生管理研修	○		○	○
救命講習	○	○	○	
他機関間交換研修			○	
中堅職員研修		○	○	
スーパーバイザー研修	○	○	○	
他障害研修(アスペルガー症候群)	○	○	○	
フォローアップ研修	○	○	○	
ピア担当者養成研修			○	
個別支援研修	○	○	○	
地域資源・他機関連携研修	○	○	○	
OJT 研修	○	○	○	
アウトリーチ研修	○	○	○	
管理職研修	○			
メンタルヘルス講座	○	○	○	
自殺対策基礎講座	○	○	○	
エンカウンター研修	○	○	○	

団体名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組

事故防止対策に関する取組、事故発生時の対応方法等について、具体的に記載してください。

わたしたちは、施設の管理運営にあたって、事故等を未然に防ぎ、発生させない取組みが重要だと考えており、「安全が第一」という徹底した意識をもって、以下のような取組みを行います。

■日常点検

以下の点検を行います。

1. 開館準備時に館内設備の点検を行います。また、閉館前に館内の巡視を行い確認表に記載します。
2. 雨天時や台風到来時は、センターの周辺状況および鶴見川の水位等の確認を行い、横浜市の防災メールやホームページなどを随時確認して、水難に備えます。

■事故防止への取組み

事故防止のために取組みを行います。

1. 事故発生防止委員会を設置し、施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の対応を速やかに行い、最善の対応がとれるような、安全管理体制づくりに施設全体で取り組みます。
2. 日々の申し送りや業務日誌などを活用し、職員間の情報共有に努めます。
3. 毎月2回の職員会議において、委員会からの報告をもとに、全職員で事例を分析、検討し、必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。
4. 社用車や自転車の運行前には始業点検を行い、車を運転する際には免許証携帯の確認とアルコールの呼気チェックを行います。

■事故発生時の対応

やむを得ず日常管理の中で起こりうるけがなどへは、現場での判断によって迅速に対応し、ご家族や関係機関、上席者への報告を行います。その後、職員会議等を通じて全職員で検証し共有します。

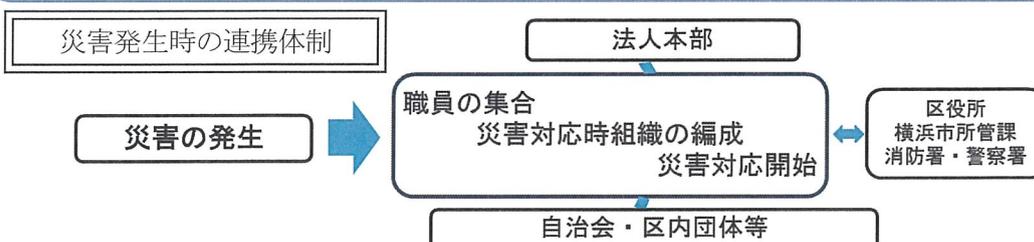
重大な事故が発生した場合は、特別な体制を敷き、随時法人本部をはじめ、行政、関係機関と連携を図り、被害が拡大しないように努めます。

2) 緊急時（防犯・防災等）対応

防犯・防災・急病・災害への対応方法等について、連絡体制や日常的な地域との連携も含め、具体的に記載してください。

わたしたちは、防犯や防災の意識を常に持ち続けて施設の運営にあたることこそ、最大の防御策だと考えています。

法人内でもBCPマニュアルを整理しております。また、横浜市の所管課や区役所、関係機関と連携を図り、防犯や防災を実践します。



■危機管理体制

緊急事態の重要度に応じて、危機管理体制をとり対策を講じます。

主な緊急時レベル（災害・事故等）のレベルは、以下のとおりです。

レベル(非常事態の対応内容)		対応方法	目標対応時間
レベル0 (事前対応)	気象警報が発令された場合 台風、大雨、大雪警報発令時	気象情報及び現地情報を入手 所長指示による情報収集及び対策の協議	30分以内
レベル1 (一次対応)	直ちに対応を要する、緊急を要する場合 機器故障、不審者侵入、急病人発生など	必要に応じ、横浜市、警察、消防機関等の関係機関・かかるがも他団体への緊急通報 機器故障の場合は、保守契約会社へ連絡	30分以内
レベル2 (二次対応)	法人と連携した対応が必要な場合 火災、盗難、傷害事件等	警察、消防機関、横浜市への緊急通報およびかかるがも他団体へ連絡 支援センターに対策本部を設置	2時間以内
レベル3 (三次対応)	支援センターでは解決が困難な場合 大地震、風水害等	法人本部に対策本部を設置 かかるがも、横浜市及び区、警察、消防機関との連携・協働	6時間以内

■災害時の対応

1. 災害発生に備え、職員・スタッフの自衛消防隊を編成します。災害対応マニュアルに沿って、避難訓練を年2回実施し災害連携の訓練を行います。
2. 情報伝達訓練、福祉避難所訓練会議に参加するとともに、事業所内にて緊急連絡手段の確認や訓練、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を共有します。

■福祉避難場所開設時の対応

1. 年1回、福祉避難所開設に伴う連絡体制、各職員の到達手段、初期対応を確認するとともに、災害備蓄品の保管場所について共有します。
2. 発災時には、速やかに福祉避難所として開設できるように、各職員の状況確認を行い、法人本部をはじめ、所管課や区役所などとの連絡を密に行い、開設準備を進めます。
3. 避難者については横浜市より依頼された要援護者の方々を受け入れます。

4. 緊急連絡手段の無線、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を確認し、誰でも対応できるように共有します。

■防災への取り組み

1. 緊急連絡網の使用確認訓練及び年2回の避難訓練をハーモニーとよおか全館で実施します。
2. 鶴見川も近いことから水災害を想定した訓練も実施します。土嚢や水嚢等、防災用品を整備し少しでも自衛できる体制も整えます。台風や長雨等による河川の氾濫の可能性が無いか確認するとともに、排水溝等のゴミ掃除等を徹底します。また、台風の接近や河川の氾濫の兆候がある場合は、開館時間の変更や休館など、所管課と協議しながら予防の対策を講じます。
3. 自治会等と共に福祉避難所開設訓練に参加し、実地体験を積み重ねるとともに、区内の障害福祉避難所間での情報交換や情報共有に努めます。
4. 法人の10年プランのひとつである「BCPプロジェクト」を通して、災害に対して円滑に対応できるようにします。

■防犯への取り組み

1. 日ごろから地域に出て活動し、地域住民や関係機関、関係団体などと顔の見える関係づくりを行い、その存在を知ってもらうことで、防犯にかかる安全確保がなされ、地域に開かれた生活支援センターとなることが、とても重要であると考えます。近隣の自治会は「向う3軒両隣りの関係」をスローガンとしており、定期的に見回り体制を構築しています。自治会の防犯活動にも積極的に参加していきます。
2. 不審者の対処や利用者の安全、職員の護身など、防犯にかかる安全の確保について、職員会議を通じて様々なりスクに関する共通理解を図ってまいります。
3. 来訪者には、声掛けを行い、外部からの人の出入りを確認します。
4. 危機管理意識を高めるために、警察や警備会社、防犯コンサルティングなどの協力を得て、講習会や防犯訓練等を行います。地域のイベントなどに参加し、日頃より地域との交流を深めます。

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組や、団体の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

わたしたちは、福祉施設で取り扱う個人情報を、日常生活においては他人が知り得ることのない繊細な情報であると捉え、常に事故防止に注意を怠らず適正に管理するよう努めます。

特に、漏洩事故につながりやすいUSBメモリーは法人による制限によりデータの流出を予防します。また、やむを得ず個人情報が記載された書類を郵送する場合に、ダブルチェックを徹底し事故防止に細心の注意を払うとともに、事故発生時は速やかに区行政に報告し情報の拡散防止に努めます。

また、地域住民の精神保健福祉に対する理解を深め、施設運営の透明性を担保する観点から、法人及び生活支援センターに関わる情報公開について積極的に取り組みます。

■指定管理者としての適切な管理

横浜市指定管理者として、市の個人情報保護規定に基づき適正な管理を行います。また、年1回の全職員への研修及び、個人情報管理チェックリストによる管理状況の確認並びに全職員に対する誓約書の提出を義務づけます。

■個人情報保護に関する基本的な考え方と運用について

当法人は「個人情報保護規定」「個人情報管理規定」「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報保護の適切な管理・保護に努めます。

個人情報の取得に際して、利用目的を特定して、特に情報量の多い施設内ネットワークについては運用マニュアルを設け、管理責任者によるパスワード管理、データの持ち出しのできないシステム上の制御を講じます。

規定に基づき、保管期限の過ぎた個人情報は、速やかに破棄します。

■日常管理の具体策

1. データセンターへのデータ保存
2. PC への USB メモリー等外部記憶装置のアクセス制御
3. 個人情報の管理場所の施錠と最終確認
4. PC のパスワード設定と施錠管理
5. PC のスクリーンセーバーの設定
6. FAX 送信時のダブルチェック
7. 個人情報廃棄用紙のシュレッダー処理
8. 個人情報廃棄時マニフェストによる廃棄状況の確認
9. 業務用携帯電話のロック機能活用の義務づけ
10. ファスナー等、ふたが閉まるバッグの使用

■外部委託業者に対する個人情報守秘義務契約の締結

外部委託業者に対しても個人情報守秘義務の契約を締結し情報の漏洩防止に努めます。

■情報公開

法人運営の透明化を図るため、法人ホームページ、法人機関誌で以下の情報について公開を行います。

1. 法人予算及び決算状況
2. 法人事業報告及び事業計画

法人ホームページ URL <https://www.ysjk.jp/>

■指定管理者としての情報公開

1. 指定管理者として、横浜市に対し管理運営内容の報告として年度ごとの事業計画・事業報告及び予算決算報告を行い、横浜市のホームページ上で公開します。
2. 指定管理者自らが業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に、指定管理者第三者評価を受審し、評価結果を市のホームページ上で公開します。

■障害福祉サービス情報の公表制度の活用

障害福祉情報サービスかながわやWAM ネットなど、外部の情報提供サービスにも最新の情報を掲載し、広く周知できるように努めます。

■外部機関の紹介

第三者委員及びかながわ福祉サービス運営適正化委員会、横浜市福祉サービス調整委員会等の連絡先をセンター内にわかりやすく掲示します。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組について具体的に記載してください。

施設や病院・自宅などにおける虐待など、昨今の障害者に対する人権侵害事例は後を絶ちません。これを抑止することは、社会福祉事業を担う社会福祉法人としての第一の役割だと認識しています。

人権侵害や虐待発生後における対策はもちろん重要ですが、事前の防止という観点から取り組み、精神障害者が自らの意思のもと、地域で安心して生活を送れるような支援を提供できるように取り組みます。

■利用者の権利侵害を許さない施設づくり

利用者の権利侵害を許さない施設とするためには、職員一人ひとりが日常の支援を常に振り返り、職員相互でチェックを行い、小さな出来事のうちに芽を摘むことが大変重要です。職員一人ひとりが主体的に虐待防止に取り組み「利用者のニーズに基づき支援する」という原点に戻って常に自らの支援の在り方を再確認するような仕組みを整えてまいります。

1. 管理職を含めた職場全体の人権意識を高める研修
2. 障害特性を理解し、適切な支援が行えるように知識や技術を所得する研修
3. 事例検討
4. 職員のメンタルヘルスのための研修

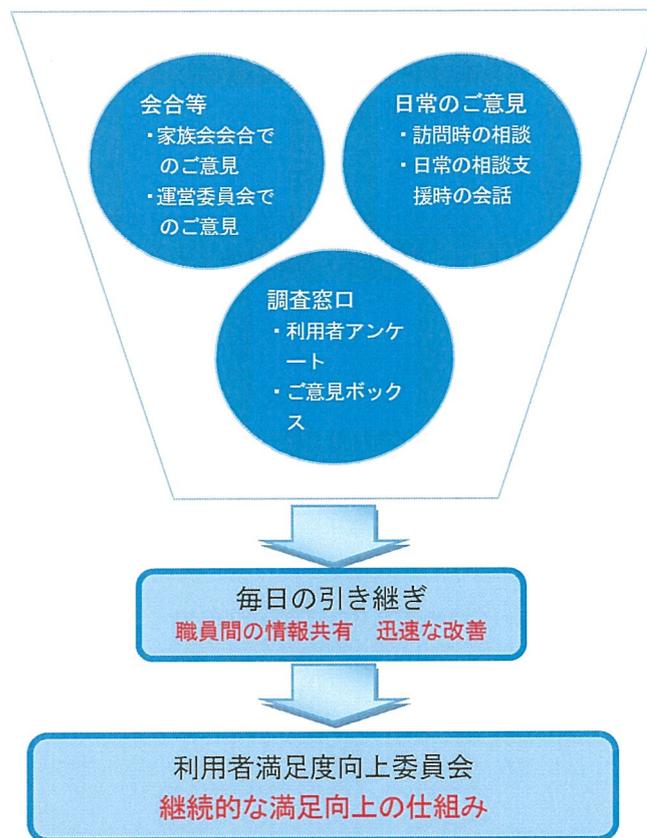
これらに計画的に取り組むために、前述の人材育成のシステムや研修計画に基づいて権利擁護への取り組みを実施します。また、ヒヤリハット事例の検討と共有、他分野での事例を通しての検討や共有など、職員会議などを活用し常に権利擁護の意識を持ち続けます。さらに、三機関会議や区自立支援協議会、自立支援協議会ブロック会議等の事例検討や活用に加え、第三者委員からのアドバイス、嘱託医からのアドバイス、家族会定例会参加による当事者や家族からの体験談や活動など、外部の方からの客観的な視点による指摘やアドバイスなどを通して、風通しの良い職場環境を整えます。

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

利用者の意見や苦情を聴取するための取組と、意見や苦情を受けて迅速に対応するための工夫などについて具体的に記載してください。

私たちは、生活支援センターを利用していただく方々からの苦情や要望は、「**生活支援センター運営改善への最重要な提言**」と捉えて、迅速かつ誠実な対応を行ってまいります。なお、利用者アンケートは、利用していただく方のニーズを把握する一手段と考え、ご意見BOX、日常会話等さまざまな方法によって利用者等のニーズを把握して、生活支援センターの運営改善につなげてまいります。

さまざまなチャンネルからの苦情や要望をデータベース化



■苦情解決の仕組み

法人規定に基づく苦情解決マニュアルに則り、苦情受付時には、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による適切な対応を行うとともに、職員全員が苦情に関する情報を共有し、同様な苦情が二度と出ない対策を講じます。また、個人情報に関するものを除き事業報告等で公表します。

■外部機関の紹介

施設の中で問題を解決することが難しい苦情の場合は、外部苦情解決機関である、横浜市ご意見ダイヤル、横浜市福祉調整委員会、神奈川県福祉サービス適正化委員会を紹介します。なお、外部苦情解決機関の案内は施設内にわかりやすく掲示します。

■利用者及び家族等のニーズ収集

サービス向上のための貴重な情報源として、**家族会の会合、ご意見 BOX、利用者アンケート、訪問時の相談、日常の相談支援時の会話、第三者委員の利用者との会食等**あらゆる場面から苦情・要望の収集を行いデータベースに保存します。保存した情報は、全職員で共有し、また利用者満足度向上委員会での改善対策の資料として役立てます。

■施設運営協議会の開催

地元自治会町内会や家族会・利用者の代表に施設運営協議会にご参加いただき、地元関係者や家族等の声を施設運営に反映させることで、生活支援センターの運営改善に活かします。

■迅速な対応の仕組みづくり

職員による積極的な声かけ、話しやすい雰囲気作りによって、利用者が自らのニーズや苦情提言を出しやすい雰囲気を作ります。また、担当職員がご意見 BOX を毎日チェックすることで意見の見逃しをしない仕組みを作ります。さらに、毎日の引き継ぎの場を活用し訪問活動等で得られた情報を職員間で共有します。迅速な対応が必要な提言に対しては、所長の判断で即座に対応します。また、毎月開催する職員会議等で問題・課題等の共有・検討を行うことで、利用者等にとって使いやすい生活支援センターとします。

■利用者満足度向上委員会

収集した利用者の情報は、利用者満足度向上委員会で内容を検証し、対応策の検討を行います。また、結果についての検証も行い、継続的な満足度向上のための仕組みを行います。

(6) 指定管理料の効率性

指定管理料を効率的に執行するための工夫、指定管理料の低減策を記載してください。

わたしたちは、過去の運営実績をもとに収支計画を作成しました。その実施にあたっては、本事業計画書を確実に履行するために必要な質の高い人材を確保するとともに、四半期での予実（予算及び実績）管理を行い、収支計画を適正に実現していきます。

■人員の確保

地域支援の継続性の視点及び、質の高いサービス提供の必要性から、精神保健福祉士や相談支援専門員、精神福祉保健分野で5年以上の実務経験のある職員については、継続雇用が望まれます。そのため、人件費の自然増分を加味した形での人件費を提案します。

■四半期ごとの予算管理の実施

年度予算と齟齬が発生しないように、四半期ごとの予算を策定し、施設長及び主任による収支報告対策会議を実施し収支計画の適正な管理に努めます。

■外部機関による会計検査の実施

会計内容の透明化を図るため、外部機関による月次ごとの会計検査を実施し会計の適正な運用について、外部の目による評価を行います。

■法人内他施設との共同購入の実施

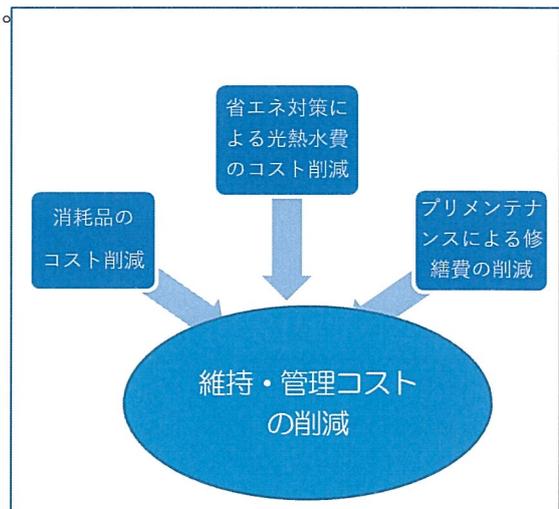
事務用品や消耗品は法人契約業者よりまとめて購入し、単価を抑える事でコストの削減をいたします。

■プリメンテナンス（予防保全）による保守管理費の縮減

プリメンテナンスを行うことにより、施設設備のライフサイクルコストを低減させ、保守管理料の縮減を図ります。

■水光熱費のコスト削減

1. 定期的な省エネキャンペーンを行い利用者に対する省エネ意識の啓発を行います。
2. 省電力蛍光灯への交換と空調の温度設定管理による電気ガス料金の低減を図ります。
3. 節水駒の導入による水道料金の削減を行います。
4. 利用者に「自分たちの施設」という意識を持ってもらうための意識啓発活動を定期的に行うことにより、コスト削減に協力していただきます。
5. 15%の節電目標値を達成するために、不要な照明の消灯、すだれ・よしず等の活用による空調の使用頻度の削減、パソコンの節電プログラムの導入、蛍光灯の高さを下げる、コンセントを小まめに抜くなどによる待機電力のカット等に積極的に取り組みます。



■省エネルギー・省資源の取り組み

環境対策への取り組みを以下のように進めます。また横浜市 G30 運動へは積極的に参加し、事業ゴミの分別・削減を徹底します。

区分		実施内容
省エネルギー	1	省エネ型電球類への順次交換
		コピー機・PCの節電モードへの切り替え
		空調機フィルターの目詰まり監視（運転機能の向上）
		冷暖房の適正温度管理（暖房 18 度、冷房 28 度）、協力表示
		省エネ機器の順次導入
		個別スイッチ型電源コード導入による待機電力の削減
省資源		トイレ流水量の調節
		節水型蛇口の設置
		節水協力の表示
		PC プリンタ用紙の裏面利用の徹底
		コピー用紙の両面印刷の徹底
		PDF 等の活用によるペーパーレス化の促進
		分別による資源ゴミのリサイクル（横浜市 G30 運動への参加）
		エコロジー活動（ペットボトル蓋・プルトップ・古切手の収集）
団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会	

6 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

日常生活を営む上での様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

鶴見区では、精神障害者の生活支援の場が不足していると、私たちは考えております。当法人では、生活支援センターの基本的機能である、この日常生活支援について、第1期指定管理期間中にノウハウを蓄積してまいりました。私たちは、精神障害者が日常的に抱えている課題を以下のように整理し、具体的な支援策を提示し、日常生活の支援を行ってまいります。

■第1期指定管理期間中での実践の中で整理された課題

利用者の抱える課題	具体的な支援策
地域での居場所がない	安心の場（フリースペース）の提供
虚無感、孤独感がある	安心の場（フリースペース）の提供
対人関係がうまくいかない	安心の場（フリースペース）の提供、（面接相談、自主事業）
生活リズムが定まらない	生活支援センターの定期的な利用
掃除・片付けがなかなかできない	（訪問・同行）
地域のルールがわからない	（訪問・同行）
食事を作れない 一人で食べてもおいしくない	夕食サービス、昼食サービス
入浴、洗濯ができない	入浴サービス・洗濯サービス
生活の便利な情報を知りたい	インターネットサービス、情報提供

第1期指定管理期間における日常生活支援の実践から、上記のような課題が抽出されました。鶴見区ではこれらの課題に加え、地域特性として多様なコミュニティの存在、生活保護受給率の高さ等に起因する生活課題もあります。

第2期指定管理者としての運営にあたり、既存の課題に対する対応に加え、改めて**利用者アンケート等の実施に基づくニーズ調査によって課題を整理し、鶴見区での日常生活支援**を行ってまいります。

■安心の提供

1. フリースペースによる交流

生活支援センターのフリースペースは、①利用者同士の交流 ②仲間の輪が自然にできるような支援を行う ③世間話や余暇支援などをおして接することで利用者同士や利用者と職員間の信頼関係を築くことができます。スタッフは、可能な限りフリースペースに出て、利用者に接する時間を増やすことで利用者が満足できるスペースを作ります。

2. バースデーカード

虚無感や孤立感を感じてしまう方に対して社会とのつながりを実感していただくために、職員が手書きしたバースデーカードを送り、一人ではないという安心感を提供します。また、生活支援センターの利用から遠のいていた利用者の再来所のきっかけづくりとします。

3. 安否確認

生活支援センターへの来館や連絡がない場合、安否確認の電話連絡を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携して自宅に訪問し安否確認を行います。

■日常生活に対する支援

1. 地域生活スキルの向上

安定した日常生活を送ることが困難な方や不安を感じている方には、必要な情報提供や職員の訪問により地域のルール(ゴミ出しの日等)とともに学び、地域生活のしづらさを軽減するための支援を行います。

2. 食生活の安定

(1) 夕食サービス(有料サービス)

鶴見区は、単身世帯、生活保護受給者も多く夕食利用者のニーズが非常に多いです。そのニーズに応えるため、栄養バランスを考慮した食事と利用者の希望を反映させたメニュー提供を行います。

- 希望者には夕食サービスの買い物や調理の手伝いをしていただき生活スキル、社会スキル向上の支援を行います。また職員との関わりを持つことで対人スキルの向上を促します。
- 職員が利用者とともに食事をすることによって、暖かい雰囲気の中で食事をすることができ、ともに話をするによって利用者の生活状況の把握、ニーズの聞き取りをしていきます。
- 日々使用する包丁など調理器具はアルコール洗浄してから使用し、月1度全ての食器やまな板等を漂白する等衛生管理を徹底して行います。また、感染症対策も徹底して行ってまいります。

(2) 昼食サービス等

令和元年度より標準化に向けたモデル事業区として運営していく中で、隔週土曜日の昼食会を実施してきました。令和2年10月より全区標準化が達成され、土曜日の運営時間も確定しておりますので、引き続き感染対策を徹底しながら隔週土曜日の昼食会等を実施していきます。

3. 清潔の保持(入浴サービス(有料サービス)・洗濯サービス(有料サービス))

来館時の声掛けや相談から生活状況の確認を行い、入浴サービスや洗濯サービスを活用しながら清潔保持に向けた支援を行います。使用後は、生活技能向上を目的に浴室の清掃をしていただきます。

■情報提供

1. 掲示板の活用

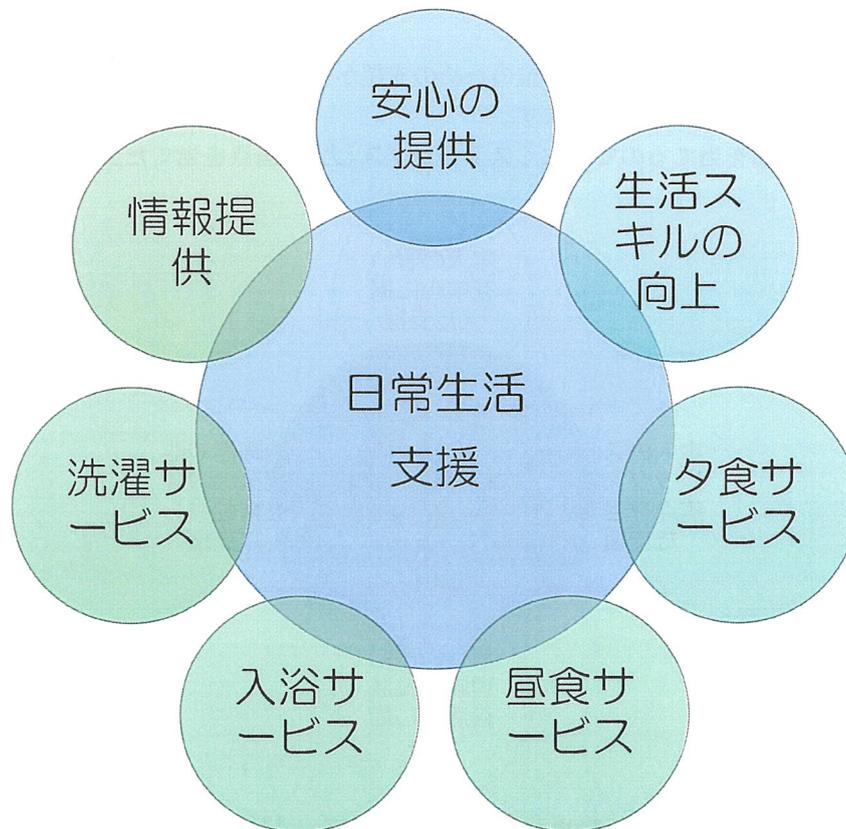
利用者が使える福祉サービスや地域の福祉事業所の情報など、精神保健福祉に関する各種情報を掲示し、利用者に対する情報提供機能を強化します。

2. インターネットサービス(有料サービス)

インターネットで情報処理や情報収集を行う方のために、インターネットサービスを提供します。

■有料サービスを通じた利用者支援の把握

生活支援センターで提供される有料サービス(夕食、入浴、洗濯、インターネットの各種サービス)は、利用者が電話や窓口で直接スタッフに利用を申し込む事によって提供されるサービスです。その会話の中から、有料サービス以外の潜在化されたニーズの把握を行い、利用者支援へとつなげていきます。



(2) 相談支援

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

私たちは、生活支援センターで行う相談支援、訪問・同行支援、自立生活アシスタント事業や地域移行・地域定着事業等を効果的に実践するためには、**ケアマネジメント手法に基づく個別支援**が大変重要であると考えており、**利用者の必要に応じて個別支援計画を策定**し支援にあたってまいります。

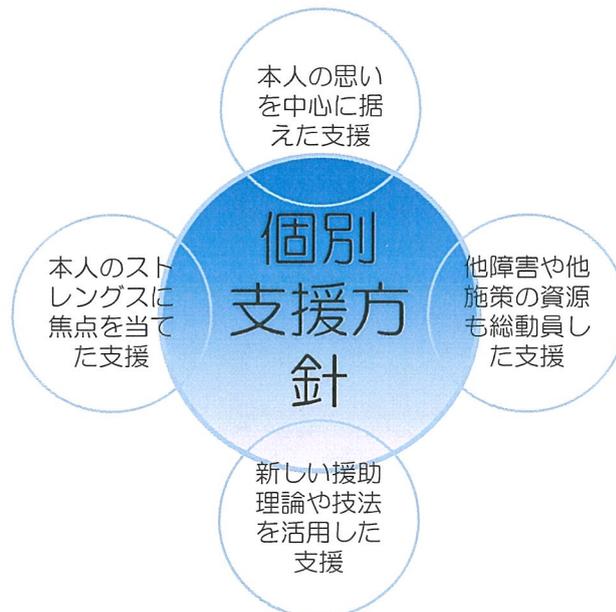
■個別支援方針

私たちは、以下の4つの支援方針に基づき、個別支援を実施していきます。

1. 本人の思いを中心に据えた支援

私たちは、支援の実施にあたり、「誰のための支援か？」ということ、常に意識し本人の思いや希望を中心に据えた支援を行います。

2. 本人の欠陥に焦点を当てるのではなくストレンクス(力)に焦点を当てた支援



私たちは、本人の病理や欠陥に焦点を当てるのではなく、「リフレーミング技法」などを活用して、**本人の持つ自信や能力や希望といった、本人のストレンクス(力)を活用**することに焦点を当てた支援を行います。

3. 他障害や他施策の資源も総動員した支援

私たちは、精神保健福祉領域にとどまらず、他障害や他施策のサービスを活用するという選択肢を見逃さず、利用可能なあらゆる社会資源を総動員した支援を行います。

4. 経験に頼らず新しい援助理論や技法を活用した支援

私たちは、これまでの経験・知見に加えて、新しい援助理論や技法を常に習得し、広い選択肢の中から比較検討した上で、本人に最も適した支援を行います。

■個別支援計画

1. 鶴見区及び近隣区を中心に、①障害のため一定期間集中的な支援を必要とする方 ②自ら適切な福祉サービスを利用することが困難な方 ③計画的な支援を必要とする方、などを対象に個別支援計画を作成します。**ケアマネジメント機能**を十分に活かし、スタッフの支援会議、他資源とのコーディネートを行い、本人の同意に基づく、本人の目標に沿った支援を行います。

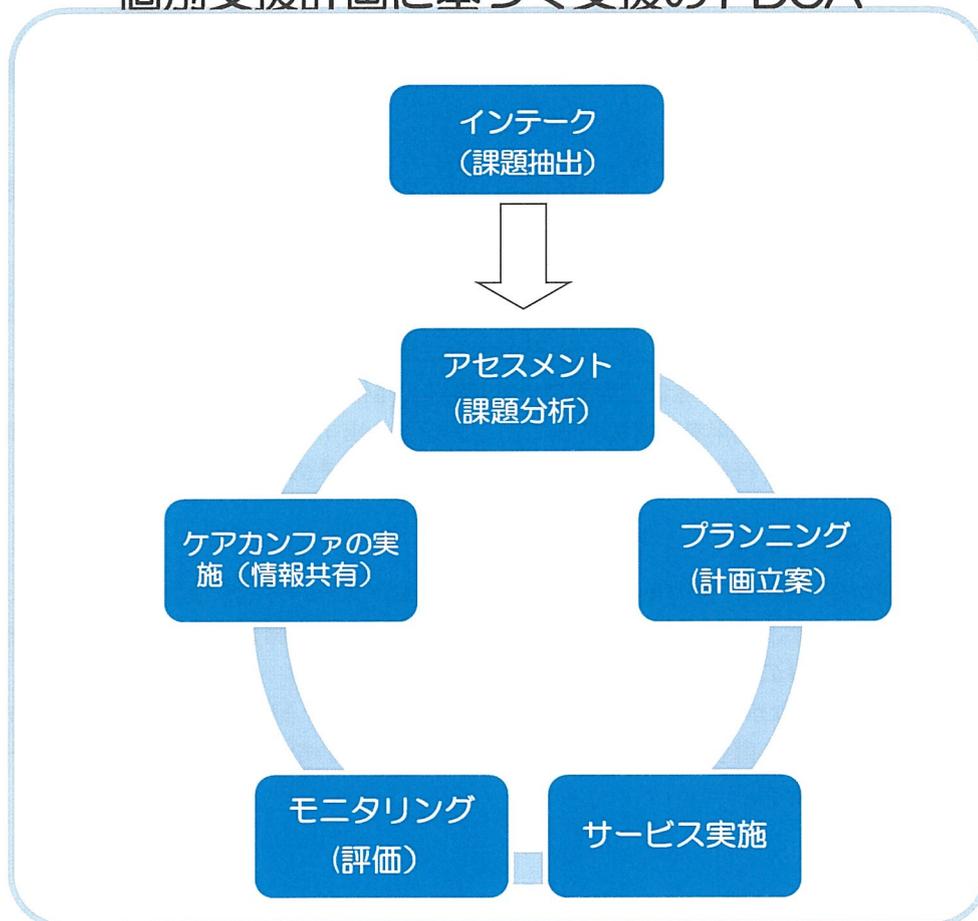
2. 個別支援計画は、決して形式的なものとせず、**利用者の毎日の生活や人生が豊かになる目標**を

掲げます。そして「**個別支援計画に基づく支援のPDCA**」を繰り返すことで、利用者の望む生活が実現し、利用者のQOLがより向上する支援活動を行います。

■ケアカンファレンスの開催

1. 必要に応じて関係機関や団体との連絡調整を行い、利用者を中心とした幅広いサポート及びネットワークの構築を図り、利用者の地域生活を支援します。なお、他機関に対して生活支援センターの事業説明や勉強会などを実施することで相互理解を深め、スムーズに連携が図れるよう**顔の見える関係作り**を大切にします。
2. 個々の支援について、本人の了解をいただいた上で相談記録をとるとともに、職員間の引き継ぎや日誌回覧等による職員間での情報共有を図り、随時適切な対応が出来るようにします。なお、定期的にケア会議を実施し、全職員が支援の方向性について共通認識を持ち、**チームアプローチ**を図ります。
3. 利用者の状況に応じて区障害支援担当職員、病院相談室職員、主治医、地域活動支援センター等の関係機関とともに、**本人を交えて今後の生活について検討する場**を設けます。その検討結果をふまえ本人への支援方針を共有します。

個別支援計画に基づく支援のPDCA



指定相談支援事業所の役割

専門相談機関	身近な相談機関	利用者に寄り添う相談機関
<p>・複数の精神保健福祉士を配置し、精神保健福祉に関する専門相談機関としての役割を果たし、鶴見区や近隣区を中心とした相談支援の拠点として、きめ細やかな相談支援活動を行います。</p>	<p>・誰もが利用しやすい身近な相談機関として、幅広い相談が受けられるよう、広範な視野と知識、相談を受ける姿勢を重視して相談支援活動を行います。</p>	<p>・「利用者中心」「利用者に寄り添い、力を引き出す」「支援センター外での相談」を大切に、ケアマネジメント手法を取り入れ、個別支援計画・ケアカンファレンス実施・事例に応じたチームアプローチなど、利用者の望む生活が実現し、利用者のQOLがより向上する相談支援活動を行います。</p>

■様々な場面で提供する相談支援

生活支援センターでは、様々な相談場面があります。以下生活支援センターで行う具体的な支援内容を記述します。

1. 面接相談

- (1) 面接相談では、相談者との間に信頼関係を築き、相談者の主体的な取り組みによって問題が解決されるように支援していくという姿勢で臨みます。
- (2) 相談者の多くは、不安、迷い、混乱の中で葛藤し、悩んでいます。相談場面では、「その方の気持ちに寄り添い、利用者自身の持っている力を引き出すためのアプローチ」を心掛け、状況把握・ニーズ抽出を行い、利用者とともに問題の整理とその解決に取り組めます。

2. 日常生活に関わる相談

- (1) 開館時間が長く開館日数の多い A 型の生活支援センターの特徴を活かし、いつでも相談できるという安心感と、専門性を兼ね備えた質の高い相談支援体制を確立し、日々の生活の安定や社会とのつながりの一端を担います。
- (2) 職員は相談へつながるような信頼関係作りを常に心掛け、日々のコミュニケーションを大切にします。また、多種多様な相談に対応するための幅広い知識、技術、コーディネート能力の向上に取り組めます。

3. 出張相談

- (1) 生活支援センターに来ることのできない利用者や家族のために、地区センターや地域ケアプラザ等地域の方々が足を運びやすい場所を設定し、出張相談を行います。出張相談は、定期的（毎月一回程度）に実施することで、普及啓発、地域交流にもつなげ、地域の方々が気軽に立ち寄れる相談場所として確立します。
- (2) 出張相談で得られた情報を基に、潜在的な利用者の個別ニーズを把握し、早期発見・早期対応ができるように積極的なアウトリーチ活動を行います。

4. 生活場面での相談

食事場面やレクリエーション時の何気ない会話も、利用者の情報把握やニーズ抽出にとって重要な相談手法であるため、「生活場面での面接」も積極的に行います。

5. 電話相談

生活支援センターの大きな特徴である 17 時以降での相談受付、土・祝日運営のメリットを活かし登録・未登録に関わらず、病状や環境的な問題でなかなか外出できない方や、一人で悩みを抱えている方などからの幅広い相談をお受けします。

6. 嘱託医相談

- (1) 精神科に限らず、他科医師相談、看護師相談など、利用者のニーズに即した相談対応を行います。
- (2) 相談前後の嘱託医への引き継ぎや振り返りの時間を十分にとり、情報の共有化を図って支援につなげます。
- (3) 嘱託医を囲んで利用者や家族が、心配事や不安などを話し合う「利用者ミーティング・家族ミーティング」を開催します。

7. ピア相談

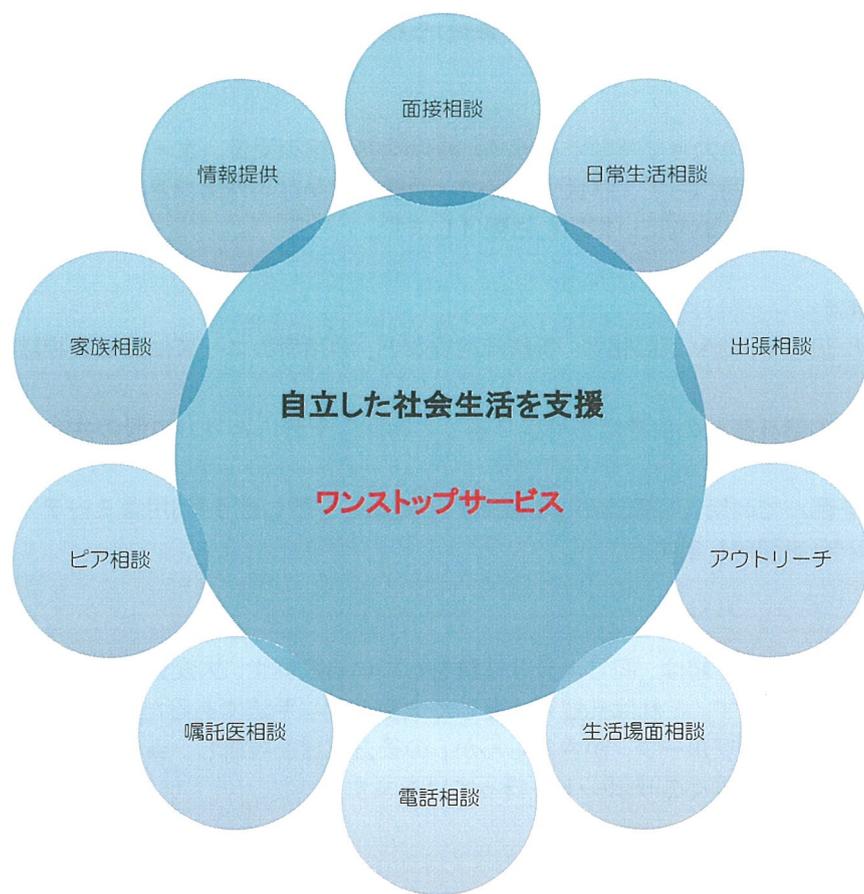
当事者によるピア相談は、同じような体験をしている者同士、大変受け入れられやすいことが明らかになっています。これは支援方法として大変有効な手法であるため、鶴見区生活支援センターのセルフヘルプグループ「かさぶらんか」の後方支援を継続し、当グループ及びピア活動の研修等を希望される方々のサポートを行っていきます。

8. 家族支援専門スタッフによる相談

いつも身近で当事者を見守っている家族は、当事者の支え手としてだけではなく、「家族自身も支援を必要とする当事者」とあるという視点から、「家族による家族のための相談会」を家族会と協働し実施してきました。今後も継続して、同様の悩みを抱える家族だからこそ話せる相談環境を継続して整えていきます。

9. 情報提供

- (1) 住居、医療、就労、福祉、年金等各種制度などについて幅広く情報を収集し、掲示や相談時の告知で利用者に情報を発信していきます。
- (2) 関係機関と協働し、近隣区の福祉機関や制度に関する情報マップを作成し、明確かつ丁寧な情報の提供を行います。また、作成されたマップは定期的に見直しを図り、正確な情報を維持します。
- (3) 利用者主体のホームページ委員会を作り、「利用者による利用者目線の情報発信」を行います。



※ワンストップサービス

相談をたらい回しにするのではなく、先ず生活支援センターで相談を受け止め、センターのみで解決できるものは解決します。他機関との調整・連携が必要な場合は、生活支援センターがコーディネーターとして責任を持って課題解決に取り組みます

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

緊急支援や計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを含めたアウトリーチ（訪問・同行）の個別支援の実施方針について、具体的に記載してください。

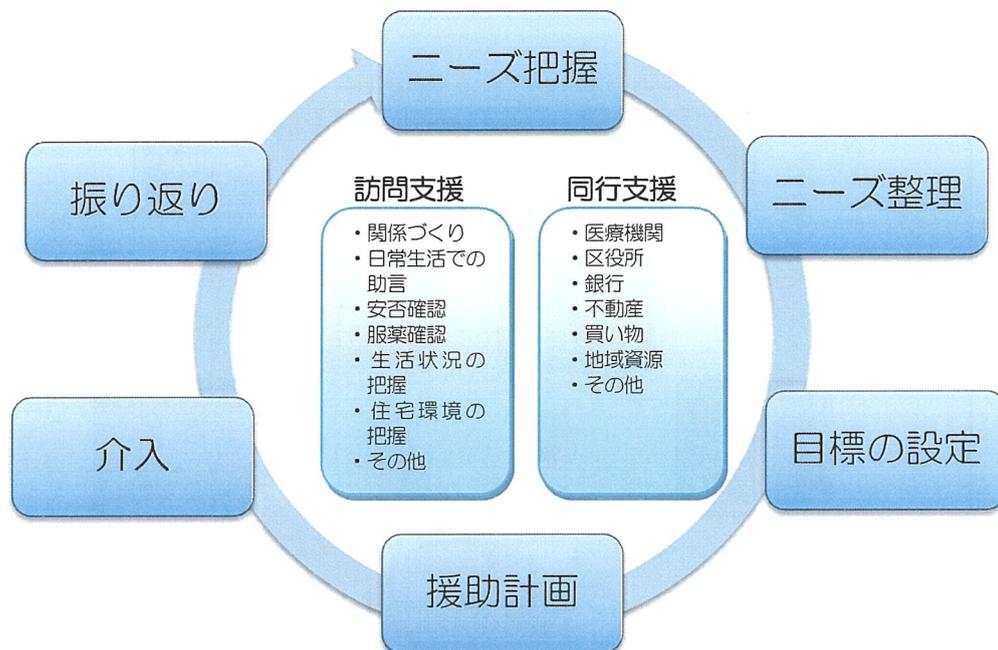
「(1)の日常生活支援」で述べたように、登録者の日常生活支援における、訪問・同行支援活動は、必要不可欠です。それに加えて、鶴見区の地域課題として、コミュニティ内から出ることができず、生活上の課題を抱えながら、解決に至らない人も多く存在していると思われます。

そこで、私たちは、「**計画的かつきめ細かな支援**」と「**地域に積極的に出向く**」を合い言葉に、積極的な訪問・同行支援活動を、以下のように提供してまいります。

■対象者

生活支援センター登録者を対象としますが、未登録者についても状況把握のため3機関及び関係機関と連携を図りながら行います。

遠隔地で支援の継続が必要な場合は、他の関係機関へ情報提供を行い、他の社会資源と協働した支援を行います。



■登録者への支援

1. 計画的支援

- (1) 本人が希望する地域生活の実現とその継続的・安定的な生活のために、個別支援計画を作成し、作成した支援計画に基づき訪問支援・同行支援を行います。
- (2) 顕在化したニーズだけでなく潜在化しているニーズの把握と整理を行い、課題解決に向けた目標を設定し、目標達成に必要な支援方法を検討し、個別支援計画を作成します。
- (3) 個別支援計画に沿った支援やサービスを提供し、日々変化するニーズに対応するため、振り返りを行い、新たなニーズを把握する継続的な支援を行います。

2. 利用者の状況に応じた訪問・同行支援

日常生活の中で困難な状況に直面したときに、いつでも相談を受けられる体制を整えるとともに、必要に応じて訪問・同行し利用者の課題解決のために迅速な対応を行います。

■うしおだ診療所との協働

鶴見区内で積極的に地域展開を図り、アウトリーチ活動を行っているうしおだ診療所と協働し、地域で生活を送っている利用者への積極的な訪問活動を展開して行きます。

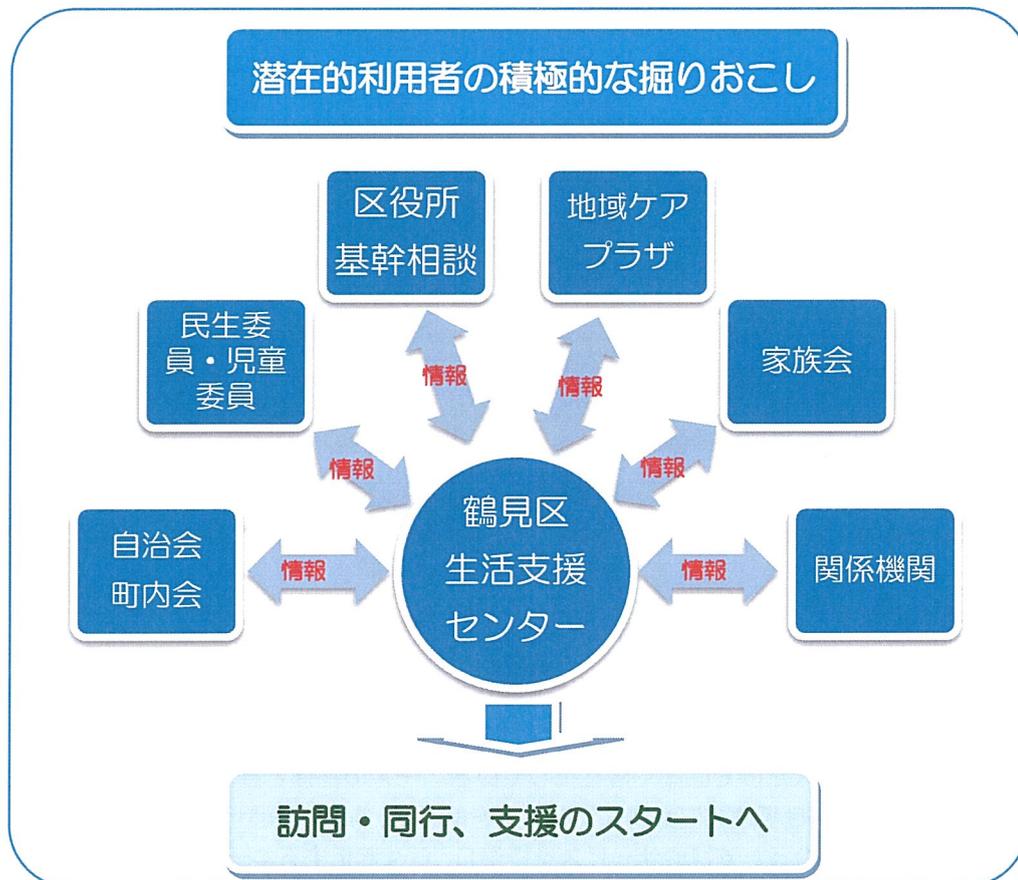
■緊急支援

事故、急病、自殺未遂、自殺などの連絡または発見をした場合は、安全管理マニュアルに基づき迅速に医療機関、関係機関、家族との連絡調整や対応を行います。

■潜在的利用者の掘り起こしと支援方法

区役所や基幹相談支援センター、地域ケアプラザの窓口は、潜在的利用者に関する家族や地域住民からの相談が多数あり、潜在的利用者情報を数多く把握しています。また、地区民生委員・児童委員も地域情報を的確につかんでいます。生活支援センターでは、区役所・地域ケアプラザや地区民生委員・児童委員から寄せられる情報を基に、地域住民を巻き込んだネットワークの構築を図り、見守りや早期の発見につなげる体制を確立します。

関係機関、家族会、民生委員・児童委員、自治会町内会へのPR活動を行い、連絡調整・連携を図りつつ、得られた情報を基に関係者と同行訪問を行い、潜在的利用者の発見やニーズの掘り起こしを行います。また、積極的なアウトリーチ活動から掘り起こされた方々が、社会資源につながっていない場合は、信頼関係の構築を重点に置き、自主性・自発性を尊重し、社会参加につながるような支援を行います。



(4) 嘱託医相談

嘱託医相談の実施計画や活用方法等について記載してください。

嘱託医の相談は、障害当事者だけでなく、ご家族、福祉専門職への医療的な助言など活用方法は幅広くあります。特に、病識のない方や、当事者を抱えるご家族に対して、医療へつなげる最初のステップとして、積極的に活用していきます。そのためには、複数の精神科医に嘱託医として担って頂き、待機ゼロに近い状態で相談を受けられる体制を整えます。

■嘱託医相談の活用方法

嘱託医の相談は、①これから治療を受けようとする方、ご家族の事前医療相談②現に治療中の方々のセカンドオピニオンに近い相談③福祉専門家達の支援する上での医療的アドバイスを受ける場等と活用方法は幅広くあります。特に、病識のない方や、当事者を抱えるご家族に対して、医療へつなげる最初のステップとして、積極的に活用していきます。

■嘱託医相談の実施計画

鶴見区生活支援センターでは、3名の精神科医に嘱託医として担って頂いており、待機ゼロに近い状態で相談を受けられる体制を整えています。今後は、未治療の方や、病識のない方、引きこもりなどの方のご自宅へ一緒に訪問して、医学的見地の見立てをいただき、区のケースワーカーや支援機関と共有しながら、次のステップへつなげていきます。

(5) 地域連携

関係機関（区役所、基幹相談支援センター、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

私たちは、第1期鶴見区生活支援センター指定管理期間での運営を通じて培ってきた地域連携のノウハウを活かし、精神保健福祉領域における社会資源とのネットワークづくりをさらに強化し行ってまいります。

また、鶴見区には多様なコミュニティが存在していることから、地域住民との交流も、それぞれが存在する地域単位にとどまっており、鶴見区全体を俯瞰した地域交流活動が不足していると考えます。

私たちは、10年の指定管理期間を4期に分けて、自治会町内会や区・地区社会福祉協議会や教育機関などとの協働を通じて、「横断的な地域のつながり」を促進し、精神障害者が生活しやすい地域環境を整えてまいります。

第1期
(令和4年度～5年度)

- ・ 鶴見区生活支援センターの周知拡大
- ・ 他の自治会町内会等との交流
- ・ 他分野関係機関との横断的ネットワークの構築

第2期
(令和6年度～7年度)

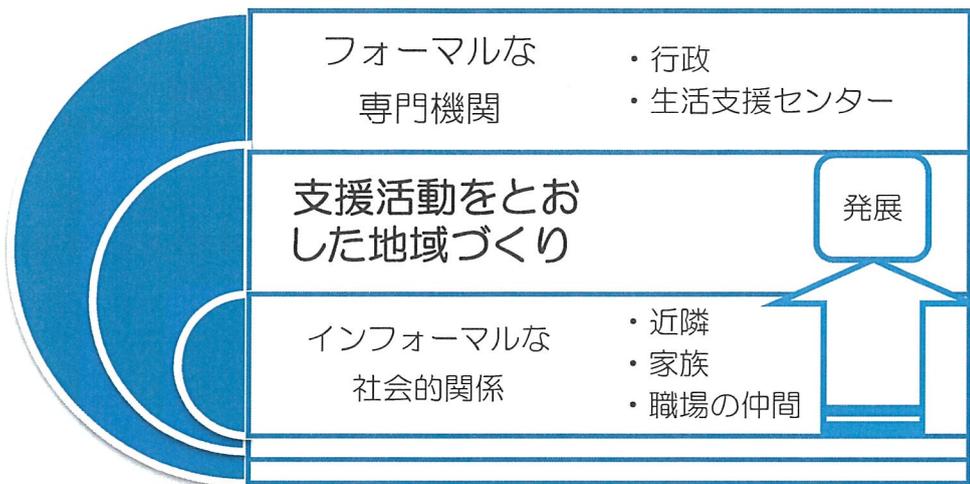
- ・ 地域との懇談会の開催 ニーズ調査
- ・ 関係機関とのネットワーク活用による事業の展開

第3期
(令和8年度～10年度)

- ・ 地域との共催事業の実施と検証
- ・ 関係機関との協働事業の実施と検証

第4期
(令和11年度～13年度)

- ・ 地域の方々による自主的な精神障害者のサポート事業の実施、運営



第1期(令和4年度～5年度)

■鶴見区生活支援センターの周知拡大 ネットワークの構築

区民祭り、地域ケアプラザ、地区社会福祉協議会、商店街など地域のお祭りへの参加、地域防災訓練への参加を通じて、さまざまな交流を行い、「**身近に感じられる施設**」として地域での基盤を築きます。また、鶴見区障害者就労支援型施設と協働し、交流室を利用して地域の方々と相互に理解を深める機会を作ります。

自立支援協議会、障害者団体連合会、家族会など各種会議に出席し、障害や分野を超えた関係機関・団体と情報交換・意見交換を行い、連携の基礎となる「**顔のみえる信頼関係作り**」を強化してまいります。

第2期(令和6年度～7年度)

■地域との懇談会の開催 ニーズ調査

自治会町内会や区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等地域住民に向けた**出張相談会**や**懇談会**を開催し、地域の課題やニーズを調査します。抽出された課題に対し具体的な取り組みを提案し、実現します。

■関係機関とのネットワーク活用による事業展開

私たちは、地域における精神保健福祉に関わるネットワークの中心として、さまざまな情報や課題等を「**発信・受信・コーディネート**」していきます。**精神保健福祉関係機関ネットワーク会議の企画・開催**、引きこもりネットワーク連絡会等への参加を通じて、関係機関とともに鶴見区の精神保健福祉の向上及び区内関係機関のスキルアップを図ります。

第3期(令和8年度～10年度)

■地域との共催事業の実施と検証

鶴見区内地域ケアプラザとの共催で「**メンタルヘルス講座**」や「**出張相談会**」を企画し実施していますが、まだまだ全地域での実施はできておらず、第3期までには全地域で定期的な共催活動を安定して実施します。講座参加者へのアンケート調査、出張相談会の相談事例等により、地区ごとの精神保健福祉領域の課題をより詳細に把握し、地域連携における課題の検証を行います。

■関係機関との協働事業の実施と検証

1. 鶴見区福祉保健センターと協働して「精神保健福祉講座」「家族教室」「メンタルヘルス講座」等を企画し、実施するとともに、**潜在的なニーズの掘り起こし**を行います。
2. 鶴見区社会福祉協議会とは「精神保健福祉ボランティア講座」を企画し、実施するとともに、

- 中・高校生のボランティア受け入れを調整し、**ボランティアや次世代を担う人材を育成**します。
3. 区内医療機関との共催事業としては、「社会資源講座」や「再発予防講座」を実施し、精神障害者の地域生活をバックアップする**保健・医療・福祉の連続した支援体制**を作ります。
4. 区内作業所やボランティア団体との共催事業として、夏祭りやクリスマス会、新年会など季節行事を行い、当事者や職員間での交流を図ります。
5. 鶴見区障害者就労支援型施設と連携し、「**就労支援講座**」を企画し、実施します。
6. 三か所の**地域活動ホームとの連携**で、「レクリエーション大会」等を開催し、障害を越えた交流を図ります。

《関係機関との協働事業の実施と検証》

共催機関	予定協働事業	目的
鶴見区福祉保健センター	「精神保健福祉講座」「家族教室」	潜在的なニーズの掘り起こし
鶴見区基幹相談センター	「メンタルヘルス講座」	地域精神保健福祉の向上
区内地域ケアプラザ	「メンタルヘルス講座」「出張相談会」	潜在的なニーズの掘り起こし 地域精神保健福祉の向上
鶴見区社会福祉協議会 教育機関等	精神保健福祉ボランティア講座 中・高校生のボランティア受け入れ調整	ボランティアの育成 次世代人材の育成
医療機関	社会資源講座・再発予防講座	保健・医療・福祉の連続した支援体制の構築
作業所・ボランティア団体	夏祭りやクリスマス会、新年会	当事者・職員間の交流
鶴見区障害者就労支援型施設	就労支援講座	就労支援
地域活動ホーム	レクリエーション大会	障害を越えた交流

上記の取り組みを PDCA サイクルに基づき検証し、新たな課題の解決に向けた継続した取り組みを行います。

第4期(令和11年度～13年度)

■**地域の方々による自主的な精神障害者サポート事業の実施・運営**

第3期までに築いた地域や関係機関との信頼関係・協力体制を基盤に、**地域の方々による自主的な精神障害者サポート体制事業**を展開します。

フォーマルな社会資源のみならず、すぐ身近なところで支えあいを感じることができるインフォーマルな社会資源が充実することで、私たちが目指す「精神障害者がより安心して地域で暮らす」ことが実現され、地域の誰もが暮らしやすい環境作りにつながってまいります。

複合施設としての視点

鶴見区生活支援センターは鶴見区就労支援型施設との複合施設であり、そのメリットを活かした支援を行います。

1. 鶴見区就労支援型施設で就労訓練を行っている利用者の、身近でかつ専門相談のできる窓口として鶴見区就労支援型施設と協働していきます。
2. 鶴見区就労支援型施設に対するフリースペースの提供、昼食・夕食サービスの利用、入浴サービス、洗濯サービス、各種事業への参加による安定した地域生活の継続へ向けた支援を行います。

地域交流スペースを使った協働

鶴見区生活支援センターが入る複合施設には、地域の自治会町内会の方々为数多く利用することが予測される地域交流スペースが整備されています。地域の方々に精神障害という疾病・障害を理解していただき、地域で利用者を支える担い手となっていただけるような働きかけを行います。

精神障害の理解を広めるために、自治会町内会役員や地域の窓口として大きな役割を担っている民生委員・児童委員向けの勉強会、懇談会、講演会の開催や、地域交流スペースを活用した出張相談会等を行います。

(6) 自主事業

独自の自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

私たちは、「精神障害者の福祉保健における中核拠点」という役割を果たすため、生活支援センターが持つフリースペースその他の機能を活用して、利用者同士、利用者とボランティア、利用者と地域住民等との交流と関わりの機会を創出し、**利用者の生活体験の拡大につながる自主事業を展開**してまいります。実施にあたっては、常に利用者のニーズ把握と検証を行うことで充実した自主事業を展開してまいります。

■利用者の生活体験の拡大

1. 仲間作り

精神障害者は、病状や対人関係スキルの弱さから、制約を余儀なくされることがあります。それを起因とし、孤立してしまう人も少なくありません。私たちは、同じ障害や悩みを持つ利用者同士が出会い、助け合える仲間作りを支援する自主事業を展開します。

2. 生活技能の拡大

私たちは、自主事業を通じて、より自然な形で利用者の生活状況やニーズの把握を行いたいと考えます。利用者が主体的に自分らしく活動していく事で、課題に対して、自ら解決していく力がついていく支援を行います。

3. 社会参加

私たちは、生活支援センターに留まることなく、地域での活動が大切であると考えます。継続した地域生活を送るために必要な知識を習得し、社会参加の一助となる場を大切にしたいと考えます。地区センターやスポーツセンターなど身近な会場を設定し、地域住民に講師やボランティアとして参加していただき、利用者と交流することで、利用者の社会参加の拡大と同時に地域住民に対する、普及・啓発活動につなげて行きます。

《鶴見区生活支援センター（第1期指定管理期間）での自主事業》

自主事業	内容	効果
ライブイベント 手芸サークル 美文字イベント 英語サークル ヨガイベント	地域ミュージシャン演奏 様々な手芸体験 ボールペンや書道 英語を学びながら交流 ヨガ体験	地域ボランティアの協力により、毎月1～2回実施。利用者間交流や体験の拡大を図ることができています。
Café つるみ	所長がコーヒーを入れ、利用者と職員の交流機会	隔月に1回実施。普段聴くことができない方の声をリラックスした中で受け止めることができています。
地域散策	総持寺等、区内の名所を散策	季節の節目で開催。外出頻度の少ない方々に声掛け。
ピアミーティング	セルフヘルプグループ「かさぶらんか」定例会	令和2年からコロナの影響もあり休止中ではあるが、主体性の回復効果が見られました。
スポーツイベント	鶴見区スポーツセンターや区内のグラウンドを借りてスポーツを行う。	毎月1回実施。（コロナにより休止中）普段、参加されない方が来られる。外出機会の増加。

ゲームの会	スマホを用いたゲーム交流会	ひきこもりがちな若年層を対象。交流機会増加。
誕生日会	セルフヘルプグループ「かさぶらんか」主催	定期的に実施。特に新規利用者が交流しやすいように場の設定をしています。
ハロウィンイベント	町内会のハロウィンイベントに参加。利用者が仮装し、子供たちにお菓子を配る。	子供たちが、センターを知る機会。子供たちの感謝の気持ち、笑顔を見ることにより自己肯定感が高まります。
新年会 夏祭り クリスマス会	区内関係機関合同で季節行事を実施	季節行事を通じて、領域を越えた利用者・職員・ボランティア・学生の交流の機会となっています。
昼食会	利用者	家族会との共催にて企画・実施。多くの家族・当事者の交流の場となっています。

■自主事業のさらなる展開

1. 利用者主体の自主事業立ち上げ支援

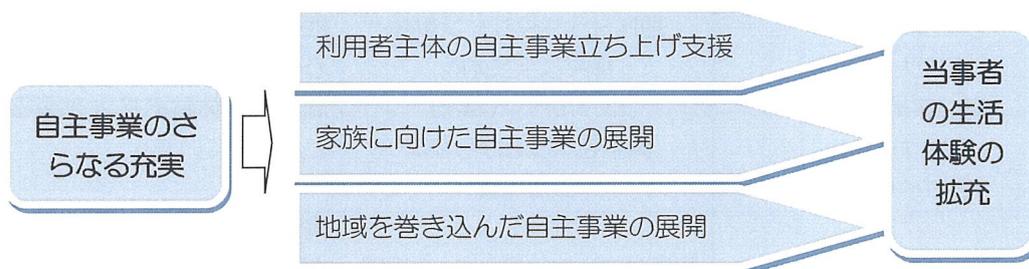
私たちは、各種ミーティングや日頃の関わりの中から**利用者のニーズを適切に吸い上げ、既存の自主事業のあり方を常に検討**していくとともに、活動を立ち上げたいという利用者の希望を形にするため、発案者との話し合い、方法の検討、場所の提供等の協力をを行います。

2. 家族に向けた自主事業の展開

鶴見区生活支援センターは、鶴見区における精神保健福祉拠点であり、家族にとってもその存在意義は大きいものです。支援の手が行き届いていない家族に向け、生活支援センターや家族会につながるような自主事業を展開してまいります。

3. 地域全体を巻き込んだ自主事業の展開

利用者の多岐にわたるニーズに対して、区福祉保健センター、区・地区社会福祉協議会、家族会、ボランティア団体や地域住民と協働し、**多方面におけるネットワークを活用**して充実した自主事業の展開を行ってまいります。



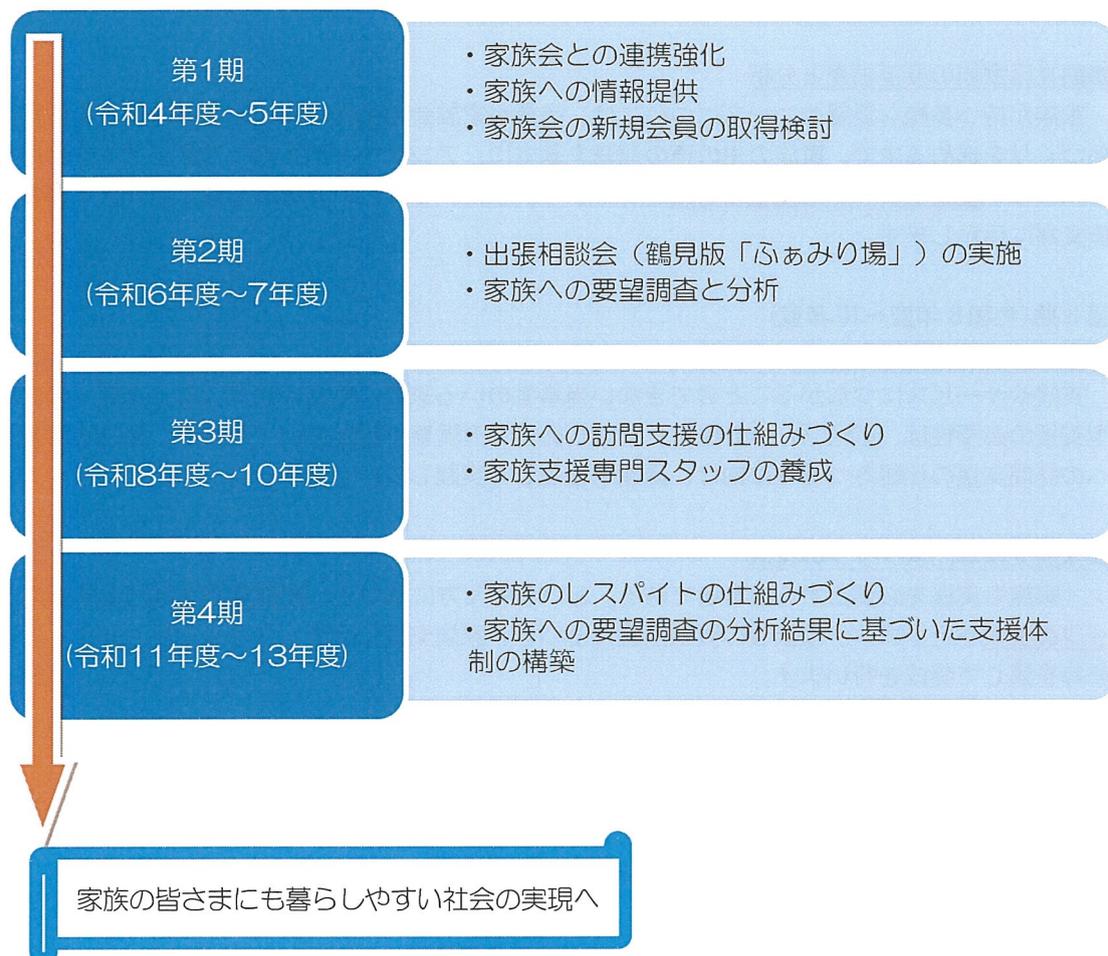
(7) 家族支援

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

私たちは、経営理念にあるように、「誰もが住みやすい社会」の実現に向けて、当事者のみならず家族の皆さまにも暮らしやすい社会の実現を目指して、家族支援に取り組んでまいります。日常的に当事者の身近にいてケアを行っている家族は、当事者の支え手としてだけでなく、「**家族自身も支援を必要とする当事者**」と私たちは考えます。家族自身が、自らの人生の主人公として輝けるよう、私たちは全力で家族の支援に取り組んでまいります。

指定期間中の家族支援に対する取り組み

私たちは、これまでの運営を通じて培った家族支援に対するさまざまなノウハウを活かして、第1期では「今すぐできること」として、家族会会員の高齢化問題を共に検討し取り組みます。第2期では、地域での出張相談会を開催し、顕在化しづらい家族のニーズにも対応するとともに、鶴見区の家族の要望を聞き取り、鶴見区固有のニーズを明らかにしていきます。第3期～第4期では、各種調査で示されている中長期で解決すべきニーズや、鶴見区固有のニーズに対応した支援体制の構築に取り組んでまいります。



第1期(令和4年度～5年度)

■家族会との連携

私たちは鶴見区家族会「のぞみ会」との連携をさらに強化し、会合への参加や協働事業の実施などを通じて、**鶴見区家族会との協働体制、連携強化**を行います。

■家族への情報提供

広報誌の発行やホームページはもとより、囑託医を囲んだ家族ミーティング、家族の体験発表会、講演会や勉強会等の開催を通じて、社会資源の情報や病気に関する知識など、**家族が必要とする情報の提供**を行います。

■家族教室、家族相談会の実施

家族が抱える悩みは、個々の家族ごとに異なります。私たちは鶴見区福祉保健センターと協働し、定期的な家族教室を実施します。また、**定期的な「家族による家族のための相談会」**を継続し、家族の悩みの解決に努めます。

第2期(令和6年度～7年度)

■出張相談会（鶴見版「ふぁみり場」）の実施

当法人が運営する保土ヶ谷区生活支援センターでは、生活支援センターに来所できない家族、生活支援センターを知らない家族でも身近な場所で相談できる場として、地区センターや地域ケアプラザを利用した出張相談「ふぁみり場」を実施しており、好評を博しております。鶴見区でも、家族が身近に相談できる場所を提供できるよう、**出張相談会（鶴見版「ふぁみり場」）**を実施します。

■鶴見区家族の要望調査と分析

家族が持つ多様な要望やニーズについては、職員が家族会の会合に参加し、顔の見える信頼関係づくりを進める中で、家族の生の声の傾聴を基本に、アンケートの実施、ご意見BOXの活用などによって**要望やニーズの調査と分析**を行います。また、これらの要望等を第3期～第4期の家族支援に活かします。

第3期(令和8年度～10年度)

■家族への訪問支援の仕組みづくり

支援やサービスにつながることでできない当事者のいる家族、危機的状況にある家族への訪問型支援の必要性は、冒頭「7つの提言」をはじめ多くの調査で報告されています。私たちは家族への訪問支援の仕組みづくりに向け、課題を整理して実践していきます。

■家族支援専門スタッフの養成

「家族も支援を必要とする当事者である」という考え方にに基づき、**家族支援を専門とするスタッフの養成**を行います。家族会の要望調査に基づき、家族支援に必要なスキルを明らかにし、研修等を通じて養成を行います。

第4期(令和11年度～13年度)

■家族のレスパイトの仕組みづくり

身近な支援者である家族の負担は大変大きく、危機的状況に遭遇する場面も多く報告されています。家族が一時的に開放される場の構築に向けて、課題を整理して提案を行います。

■家族への要望調査の分析結果に基づいた支援体制の構築

第2期に実施した、家族の要望やニーズの調査と分析結果によって明らかになった鶴見区固有のニーズに対して、課題を整理して提案を行います。

(8) 普及啓発活動

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容について記載してください。

鶴見区は、多様なコミュニティが存在する地域社会です。私たちは、鶴見区において“インクルーシブな社会を実現”するために、「**疾病や障害についての正しい理解を地域へ向けて発信していく**」ことが重要と考えます。加えて、潜在的な利用者が社会資源を活用し“地域の一員”として生活できるよう、「**他機関とも連携した潜在的な利用者に対する普及・啓発**」も大変重要と考えます。私たちは、精神障害者が“地域の一員”として安心して生活していける社会の実現を目指し、普及啓発活動を展開してまいります。

また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行っていくためには、地域住民のサポートは必要不可欠なものになると考えています。そうしたことも踏まえ、多くの方々に精神障害の理解を深めて頂くために様々な媒体を活用していくことも考え実践してまいります。

第1期 (令和4年度～5年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的広報活動による鶴見区生活支援センターの周知拡大・ センター立地外の自治会町内会等との拡大交流
第2期 (令和6年度～7年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 出張相談会の実施・ 関係機関での普及啓発講演会の実施
第3期 (令和8年度～10年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 普及啓発ボランティアの育成
第4期 (令和11年度～13年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 地元メディア、地元企業との協働

第1期(令和4年度～5年度)

■ 一般的広報活動による鶴見区生活支援センターの周知

ホームページやポスターの掲示、SNS等を駆使して広報誌の発行を通じて、生活支援センターが精神保健福祉の専門機関として、地域に広く認知されるよう普及・啓発活動を行います。

■ 自治会町内会等との交流

自治会町内会及び関係団体の他、福祉保健関係機関、商店街などのお祭りやイベントなどさまざまな活動に参加し、地域との交流を図り、地域の多くの方々に生活支援センターの活動、取り組み、利用方法などを知っていただくための機会を作ります。

第2期(令和6年度～7年度)

■出張相談会の実施

第1期で交流ができた、自治会町内会や地域ケアプラザ等福祉保健機関等とタイアップし、生活支援センターの職員が地域に出向く「出張相談会」を実施します。「出張相談会」は保土ヶ谷区生活支援センターでも行っていますが、「相談したいが生活支援センターにはなかなか行けない」という方に、大変好評を得ています。

■関係機関での普及啓発講演会の実施

1. 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、地域ケアプラザ職員や地域のケアマネジャー等を対象にした普及啓発のための研修会、勉強会、講演会などを開催します。
2. ロータークラブ・倫理法人会等の各支部へ精神保健福祉の専門家として参加し普及啓発を行います。

■潜在的利用者への普及啓発

1. 地域の自治会町内会役員や民生委員・児童委員、ケアマネジャー等の地域に密着した活動を行っている方々との情報交換と連携により、潜在的利用者を掘り起こし、必要なサービスへと繋げて行きます。
2. 生活支援センターが安心して相談できる身近な相談相手に成り得る事を伝え、信頼関係を構築したうえで、必要な支援を提供して行きます。

潜在的ニーズの収集及び広報について

生活支援センターは、精神福祉保健の中核拠点として多くの機能を有しています。これらの機能を有機的に結合することにより、**さまざまなチャンネルから潜在的利用者のニーズを収集し、その情報を整理して広報活動を行います**。また、それぞれの事業が発展する中で、より幅広いニーズの収集が可能となり、潜在的利用者に対する広報活動の充実に繋げて行きます。

《生活支援センター機能の活用による情報の多チャンネル化》

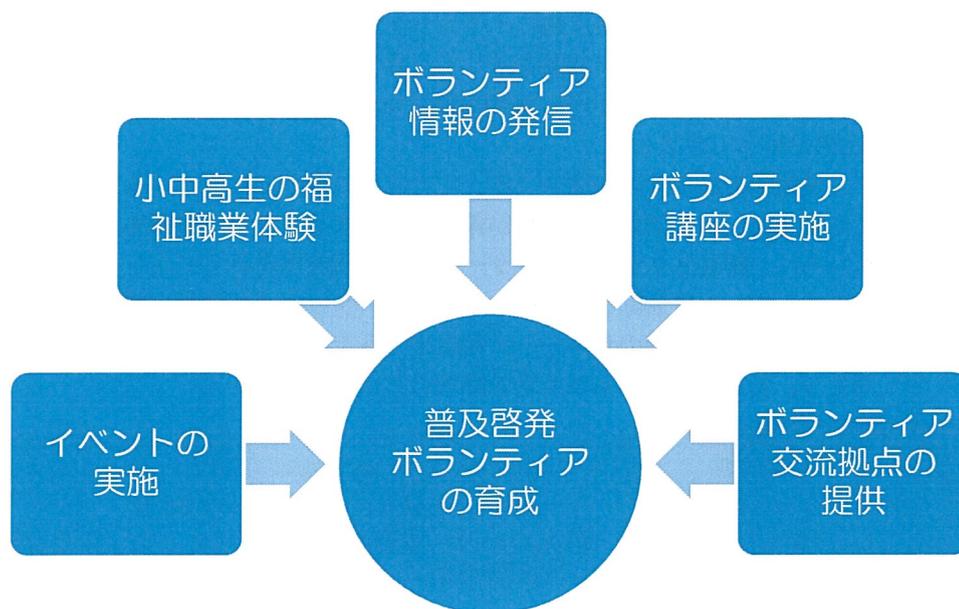
センターの機能	具体的な取り組み
相談支援	さまざまな相談支援から寄せられた情報の整理及び広報
訪問同行支援	福祉保健の相談機関との連携による情報収集と広報 (区役所、地域ケアプラザ等)
地域交流・地域連携	自治会町内会へのお出張相談会や懇談会からの情報収集 関係機関との協働事業 引きこもりネットワーク連絡会への参加による情報収集及び広報
自主事業	自主事業参加者への広報
家族支援	鶴見区家族への要望調査 出張相談会(鶴見区版「ふぁみり場」)での情報収集と広報 家族相談会での情報収集と広報
ピア活動	ピアグループからの情報収集と広報 ピア相談員による情報収集と広報

第3期(令和8年度～10年度)

■普及啓発ボランティアの育成

精神障害者についての普及啓発活動への協力を目的としたボランティア講座を実施し、普及啓発協力ボランティアの育成を行います。

1. 地域の人材を発掘・育成して地域のつながりを深め、地域全体の活性化を図る取り組みを行います。
2. ボランティア活動の交流拠点となる場を提供し、ボランティア活動が継続できる基盤作りを行います。
3. 研修や講座を実施してボランティアの資質や能力の向上を支援します。
4. ボランティア活動を繰り返していく中で、自らが地域の課題に気づき、課題解決に役立つ企画ができるボランティアの育成を支援します。
5. 普及啓発協力ボランティアを関係団体に派遣し、ボランティア自身による講習会開催のためのコーディネートを行います。



第4期(令和11年度～13年度)

■地元メディアとの協働

生活支援センターの活動を、ミニコミ紙に紹介し、広く区民に対して生活支援センターの活動を知っていただくような取り組みを行います。

■地元企業との協働

鶴見区には、古くからの商店街や、臨海地区には大手企業の工場が多数存在し、そうした企業等の社員も鶴見区には多数居住しております。このような企業に、生活支援センターの取り組みをアピールすることで、より多くの市民に障害者への理解を深める啓発活動を行います。

(9) ピア活動

私たちは、障害を持つ人が地域で暮らしやすい社会を実現するためには、当事者同士による支えあいが大変重要であると考えます。そのため、私たちは、当事者同士が支えあい・協力し合う関係を自ら主体的に作る、「セルフヘルプの力」を高める支援を行ってまいります。また、ミーティングやグループワークといった具体的な取り組みを多く設けるとともに、「ピアサポート担当職員を配置・育成」し、充実したピア活動展開してまいります。

指定期間中のピア活動に対する取り組み

鶴見区生活支援センター(第1期指定管理期間)におけるピア活動の取り組みでは、当事者によるミーティングを出発点に、さまざまなピア活動が生まれてきました。開所当初では、フリースペース内での主体的に活動したいという声があがり、各種サークル活動が誕生しました。そして、主体的に集まった利用者がセルフヘルプグループ「かさぶらんか」を結成し、夏祭りやクリスマス等の大きなイベントの際には、自主的にイベントを企画し地域住民と共に楽しめる貴重な時間をつくりあげました。こうしたピア活動を通じて、調子の悪い利用者を他の仲間が自宅まで送っていくなどの姿も見られるようになり、利用者間では、仲間同士の支えあい(インフォーマルなサポート)の土壌が育ってきました。

その一方で、長期間の指定管理期間中には、ピア活動の中心となっている当事者が就労などにより卒業してしまうと、ピア活動そのものが停滞してしまう、という課題も見えてきました。

そのため私たちは、鶴見区生活支援センターのピア活動支援を行うにあたり、これまでの取り組みと課題をふまえて、ピア活動をサポートする専門スタッフ「ピア担当職員」を配置・育成します。そして計画的なピア活動のサポート・育成を行うことより、鶴見区生活支援センターを利用する仲間同士が、お互いに支えあう土壌を醸成してまいります。

第1期
(令和4年度～5年度)

- ・ピアスタッフの育成
- ・ピア担当職員の育成と研修の実施
- ・センター連絡会「ピアを考える会」継続参加

第2期
(令和6年度～7年度)

- ・ピアグループのグループ活動継続の支援

第3期
(令和8年度～10年度)

- ・ピア活動に参加する当事者とピア担当職員に向けた研修の実施

第4期
(令和11年度～13年度)

- ・ピアサポート活動の全面普及に向けた取り組み

第1期(令和4年度～5年度)

■ピアスタッフの育成

これまでの実践をもとに、希望者を募り専門的なピア活動が実施できるようスタッフを育成します。主にセルフヘルプグループ「かさぶらんか」の中から希望者を募りますが、センター登録者へも周知し、ピア活動の専門家の養成に協力していきます。

■ピア担当職員の育成

私たちは、当事者同士の支えあいを築く上で、ピア担当職員の配置と育成は不可欠と考えます。私たちは、ピア担当職員を配置するとともに、ミーティングの運営など必要なスキルを明らかにし、研修を通じて計画的な育成を行います。センター連絡会の「ピアを考える会」にも継続的に参加し、他区センター職員とも意見交換しながら質を高めていきます。

第2期(令和6年度～7年度)

■ピアグループの育成とグループ活動継続の支援

当事者が自分の居場所や自分らしく生きられる場所として、また仲間との交流を通じて生活や病気等についての悩みを話し合う場として、当事者自身が病気とともに生きることへの肯定と安心の感覚が持てるよう、私たちはピアグループ活動に対して以下のようなサポートを行います。

1. ピアグループ育成の支援

ピアグループがそれぞれの目的に沿った活動を行うにあたり、その拠点として定期的に集う場を確保できるよう、私たちは生活支援センターのフリースペース等をグループ活動の場として提供します。またその活動が定着するまでの間、必要なアドバイスをを行うとともに、参加する当事者への支持的な関わりを通じて、当事者がピアグループ活動に肯定的に関われるように支援します。

2. ピアグループ活動継続の支援

ピアグループが活動を継続的に行うことができるように、私たちは事務局機能を担うなど、必要な部分について側面からサポートします。またピア活動に必要な情報提供を行います。

第3期(令和8年度～10年度)

■ピア活動に参加する当事者とピア担当職員に向けた研修の実施

鶴見区や他地域で行われている**ピア活動のベストプラクティス(先進事例)を、ピア活動に参加する当事者とピア担当職員がともに学び**、ピア活動に反映させます。

第4期(令和11年度～13年度)

■ピアサポート活動の全面普及に向けた取り組み

1. ピア相談員の育成

当事者の生の声は、聴く者にとって心に残るものです。また、自らの声が誰かの糧となることを実感することが当事者自身のさらなる力と自信につながります。そのため私たちは、ピアグループ内での相互支援のみでなく、傾聴技法など対人援助に関する講座の開催等を通じて、ピア相談を担える当事者の育成を行います。

2. 地域移行・定着サポーターの育成

医療機関に向いて地域生活の体験を伝えたり、地域で生活を始めて間もない当事者に、仲間の視点からアドバイスを送れるような、当事者の育成を行います。

3. ビギナーズ・サポーターの育成

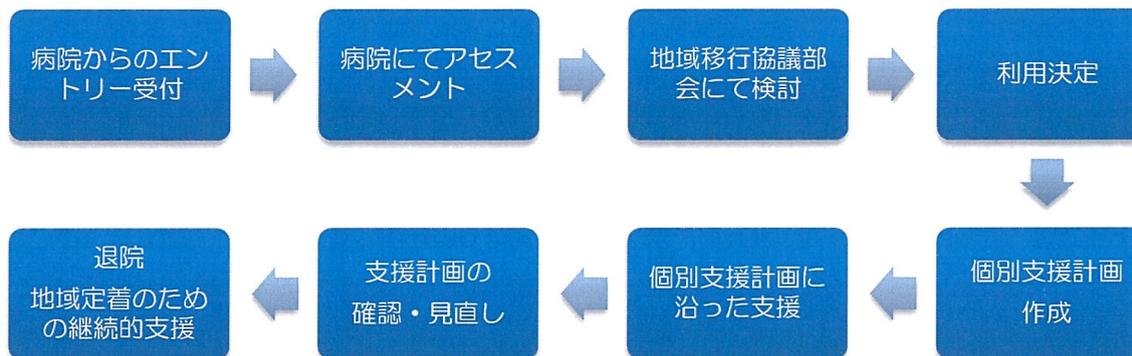
鶴見区生活支援センターに始めて来所する利用者の案内を担える、当事者の育成を行います。

(10) 精神障害者退院サポート事業

精神障害者退院サポート事業の実施方針について、病院との協働活動をはじめとした普及啓発活動、退院に向けての個別支援や退院後の地域定着に向けた個別支援のあり方を含め、具体的に記載してください。

私たちは、症状が安定していて受け入れ条件が整えば退院可能である、入院中の精神障害者に退院に向けた支援(地域移行支援)を行ってまいります。また、退院後、安定した地域生活を継続的に支援(地域定着支援)するために、医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化してまいります。そのために個々の状態に応じた住居の確保と、地域での生活を支える包括的な相談支援体制の整備を進めてまいります。

退院までの流れ



■精神病院への啓発

1. 医療関係者への啓発活動

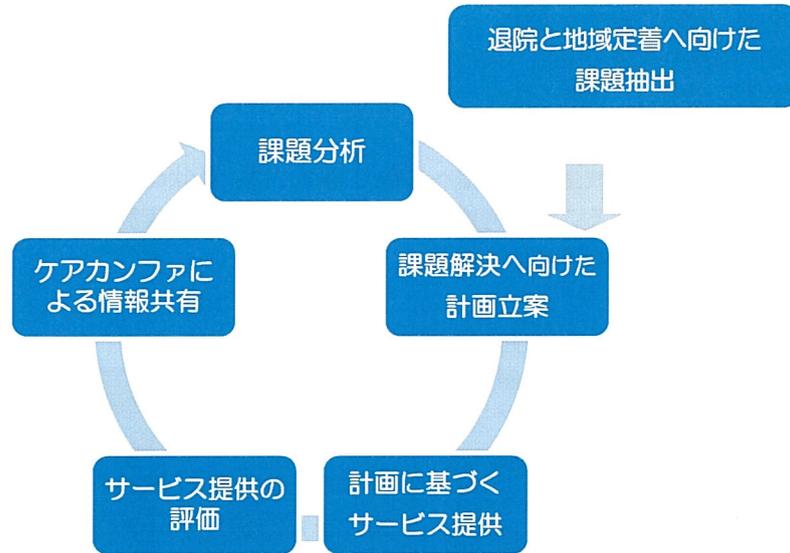
入院中の方にとって退院へ向けた第1歩は、「本人の退院したい」という希望を持っていただくことです。そしてその希望を持ち続け退院を実現するためには、日々入院中の方と接している病院関係者にも、退院へ向けた支援と退院後の支援の必要性を理解していただくことが大切であると考えます。私たちは、これまで培ってきた医療関係者とのネットワークを駆使し、「地域移行・地域定着勉強会」「地域移行実践報告会」等を開催し、医療関係者への啓発活動を行います。

※医療関係者：医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、作業療法士、臨床心理士、薬剤師等

2. 入院中の方への啓発活動

病院関係者の理解が深まることを受け、入院中の方への啓発活動につなげていきます。すでに退院し、地域生活を行っている方を講師とした体験談を話していただくことで、地域生活について知る機会を作り、退院への興味・関心につなげるとともに不安の減少を図ります。

地域支援・地域定着に向けたPDCA



■個別支援計画の策定

1. 退院へ向けた個別支援

入院中の方は、入院中に社会生活スキルを忘れてしまう方が数多くいます。そのような方が退院を希望した場合、本人の努力と多くの支援が必要となります。その際に有効な支援方法が、ケアマネジメント手法に基づく個別支援計画の策定と個別支援計画に基づく個別支援であると考えます。私たちは、**退院へ向けた個別支援計画を策定しその計画に基づいた支援**を行います。

2. 退院後の個別支援

退院後の生活では多くの課題が起こることが予測されます。そのため、きめ細かい個別支援計画の策定に基づく個別支援の実施が必要です。私たちは、退院後の地域生活を安定的・継続的に送るために、**ケアマネジメント手法に基づく個別支援計画を策定し、個別支援**を行います。

3. 継続的な個別支援計画の見直し

退院へ向けた支援、退院後の支援では、個人のニーズや状態が変化していきます。私たちは、**「必要なときに」「必要な支援」**が提供できるように、個別支援計画の見直しを適宜行い、適切な個別支援を行います。

■院外活動の支援

入院中の方に対して、担当支援員やピア支援員との外出同行（買い物・福祉サービス体験利用・福祉保健センター生活教室参加等）を行うことで退院意欲の喚起と、退院へ向けた具体的な提案を行います。

《院外活動の具体的な支援》

生活支援センター利用同行
区福祉保健センター主催の生活教室参加同行
地域活動支援センター・作業所の体験利用同行
住居確保のための不動産探し同行
生活環境調査（食事の場、銭湯、スーパー等）同行
グループホーム/ケアホームの申込み
（家族と同居の場合）家族との関係づくりのための支援

生活必需品購入同行
訪問看護派遣の調整、ヘルパー派遣の調整
生活保護申請の同行

■対象者、家族に対する支援

入院中の方や家族の退院へ向けた不安は非常に大きいものであると想定されます。私たちは、その不安を軽減し、退院へ向けた意欲を失うことなく退院実現のために必要な相談・支援を行います。

また、退院後の地域生活の定着への取り組みでは、病状の再燃による再入院を本人・家族とも一番心配する点であることを考慮し、生活支援センターで実施する「再発予防講座」への参加を勧め不安軽減へとつなげていきます。

■退院後の生活に係る支援体制の確立

退院に向けて策定された個別支援計画に基づき、自立生活アシスタントと連携を図り、医療機関・福祉保健センター・関係機関とともに退院後の包括的な相談支援体制を強化します。

退院後の日中活動の場の確保、住居の確保、生活保護の申請（必要な方）、生活必需品の購入、相談窓口となる関係各機関との信頼関係の構築、訪問看護派遣の調整、ヘルパー派遣の調整等、関係機関との連絡調整等、退院後の生活がスムーズにスタートするような支援を行います。

住居支援（地域の社会資源との連携及び開拓）

鶴見区在住の精神障害者は 6873 人（令和元年度基礎把握数）と市内でも 4 番目に多いのですが、グループホームが決して充足している状況にあるとは言えません。私たちは、これまで、身体障害者のグループホーム 7 か所、精神障害・知的障害の方のグループホーム 6 か所また障害者のヘルパー派遣等を行う、居宅サポート・リバーサイド泉の運営を行っています。これらの地域生活支援の実績をひまえ、新規グループホームの設置を含め、地域の社会資源との連携・開拓を行い、退院後の心やすらげる、住み良い住居確保に対する支援を行ってまいります。

退院後の生活では、多くの不測の事態が発生することも考えられます。私たちは、適宜個別支援計画を見直すことで退院後の地域定着へと結びつく、継続的な支援を行います。

■地域定着支援

退院後、病状の再燃により再入院に至ることなく“成功体験”としてその後の新しい人生を切り拓き、社会参加を継続していくためには、地域生活の安定を図ることが大切です。私たちは、地域定着のための支援を行います。

《地域定着へ向けた具体的支援》

支援内容	支援方法
病状の安定	訪問看護、ヘルパー派遣、生活支援センター支援員、区福祉保健センター職員等による定期訪問
緊急時の介入	医療関係者、区福祉保健センター職員、生活支援センター支援等による多職種チームによる危機介入
服薬支援	訪問看護、ヘルパー派遣、生活支援センター支援員、区福祉保健センター職員等による定期訪問
日中活動の場の提供	区福祉保健センター主催の生活教室、地域活動支援センター・作業所の通所、生活支援センターの利用

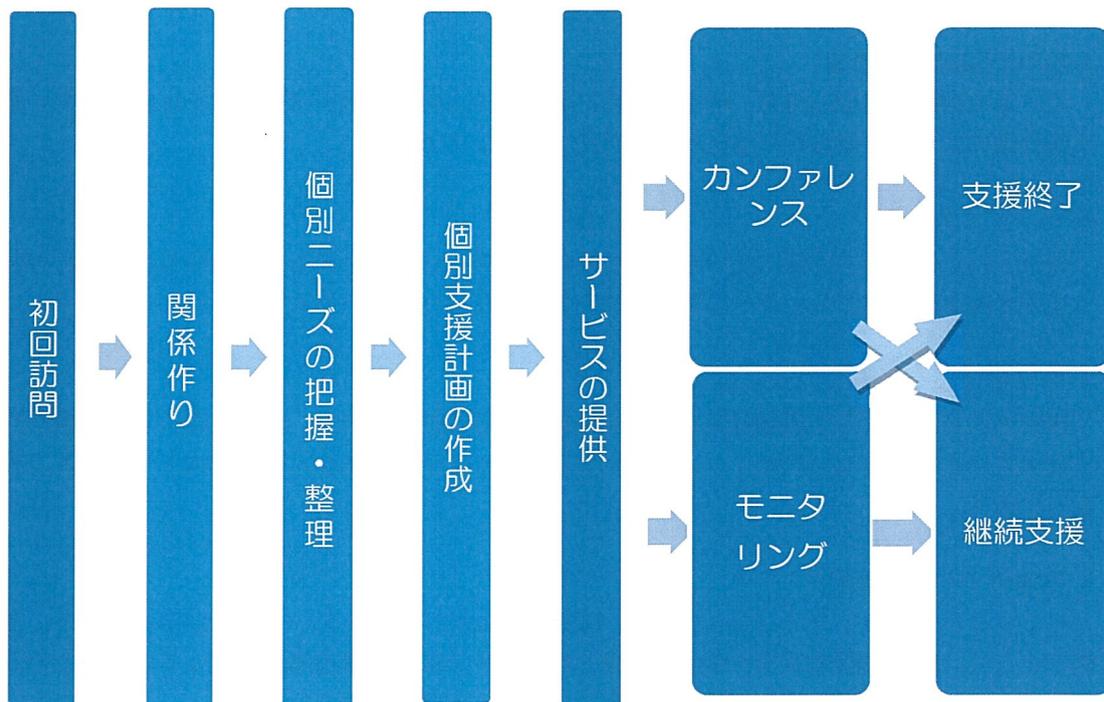
(1) 障害者自立生活アシスタント事業

障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について、具体的に記載してください。

私たちは、**生活支援センターとして唯一、横浜市精神障害者自立生活アシスタント事業開始時**より当事業を行なってまいりました。

私たちは、利用される方の疾患が統合失調症、うつ病、PTSD、発達障害、高機能障害、ピック病、アルコール依存症、慢性疲労症候群などさまざまであることから、利用者の特性をふまえながら信頼関係の構築を行うとともに、**顕在ニーズだけでなく潜在化しているニーズの把握と整理を行いながら身近な相談者**として、個々のニーズの解決に向けたきめ細かな支援を行なってまいります。

自立生活アシスタント事業の具体的な取り組み



■事業の実施目的

自立生活アシスタント事業は、生活支援センターの専門性を活かし、利用者の障害特性をふまえた社会適応能力・生活力を高めるための支援を行い、地域で生活する障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としているため、訪問活動を中心に支援を行います。

■自立生活アシスタント事業利用者の把握

1. 私たちは、自立生活アシスタント事業の利用者を把握するために、福祉保健センター担当者（障害者支援担当者・生活保護担当者等）との定期的な連絡会を開催し、情報共有を行います。
2. 顔の見える関係作りをスタートとした自治会町内会役員、民生委員・児童委員や地域住民からの情報によって、自立生活アシスタント事業の利用を求めている利用者の発掘・把握を行います。
3. 定例的に開催される出張相談会や、懇談会、各種講演会などの機会を使って事業の浸透を図り、利用者の拡大に繋がります。

■自立生活アシスタント事業の具体的な取り組み

1. 利用対象者

市内在住単身精神障害者や同居家族が障害・高齢等で日常生活・社会生活上の支援が受けられない方や、自立生活アシスタントの支援を受けながら単身生活を希望する方等です。

2. 初回訪問

区福祉保健センター職員や区基幹相談支援センター、自治会町内会役員、民生委員・児童委員、病院職員等から紹介を受け、自立生活アシスタントの支援を希望する方のもとへ、信頼関係構築を念頭に置き紹介者とともに訪問します。

3. 関係づくり

継続的な訪問支援や同行支援、電話相談や面接相談等を通じ、信頼関係の構築を図ります。

4. 個別ニーズの把握・整理

利用者の希望やニーズを聞き取り、また紹介者からの情報提供も受けながら、利用者の個別ニーズを把握し、利用者本人とともに整理を行っていきます。

5. 個別支援計画の作成

ニーズの把握と整理の結果、導き出された課題解決に向けた個別支援計画を作成します。個別支援計画により、支援方針や支援内容を明確にしていきます。

6. サービスの提供

作成された個別支援計画に基づきサービスの提供を行います。また、関係機関や団体とも協働と役割分担を行いながら、チームアプローチの視点を持ってサービス提供を行います。

7. モニタリング、カンファレンス

提供されたサービスが課題解決に結びついたかの評価を行います。必要に応じて関係機関や団体の職員にも参加していただくカンファレンスをコーディネートし、提供されたサービスの評価を行います。

8. 支援終了 or 支援継続

モニタリング、カンファレンスの結果、課題解決に結びついたという評価が出た場合は、支援終了となり、新しい課題解決へ向けた支援を行います。また、課題解決に至っていないという評価の場合は、解決に至らなかった原因を究明した上で支援の継続を行います。

■保土ヶ谷区生活支援センター・鶴見区生活支援センターでの実績

私たちは、横浜市が平成19年8月に精神障害者自立生活アシスタント派遣事業(現、精神障害者アシスタント事業)を創めて以来、**生活支援センターで唯一事業開始当初より本事業**を行っており、その活動の中で、さまざまな事例に対応してきた実績に基づくノウハウを保有しています。私たちは、その**実績・ノウハウを活かした活動**を行います。

《これまで関わった利用者》

統合失調症、うつ病、PTSD、高機能自閉症、高次脳機能障害、アルコール依存症、薬物依存症、若年性認知症、発達障害、慢性疲労症候群、長年引きこもりの方、余儀なくひとり暮らしになられた方など。

■法人機能の結集

私たちは、法人内に、地域ケアプラザ、障害者生活支援施設、生活保護更生施設といった多分野の事業を展開しており、さまざまな分野における支援ノウハウを蓄積しています。

鶴見区は、横浜市内で中区に次いで生活保護扶助人員が多く、また、特に海側の地域においては多様な文化的背景による多様なコミュニティが形成されており、制度利用に対する意識の違いにより制度の狭間に埋もれている方々が多数存在していることが想定されます。

私たちは、鶴見区での自立生活アシスタント事業の推進を通し、それらの方々に対して、法人内のすべてのノウハウを結集して、鶴見区のさまざまな関係機関との連携を迅速かつ柔軟に行い、誰もが住みやすい社会の実現を目指し、支援を展開していきたいと考えます。

団体名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和4～8年度）

（単位：千円）

【収入】

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定管理料	70,833	72,110	73,388	74,655	75,933
入浴サービス等実費徴収額	60	60	60	60	60
合計	70,893	72,170	73,448	74,715	75,993

【支出】

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人件費	60,008	61,285	62,563	63,830	65,108
常勤職員（6名）	28,000	28,500	29,000	29,500	30,000
非常勤職員（4名）	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000
アルバイト	3,280	3,350	3,420	3,480	3,550
調理アルバイト	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
嘱託医賃金	968	968	968	968	968
法定福利費	7,500	7,700	7,900	8,100	8,300
退職給与引当金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
福利厚生費	99	101	103	105	107
労務厚生費	261	266	272	277	283
施設管理費	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
光熱水費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
庁舎管理	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	3,925	3,925	3,925	3,925	3,925
旅費	550	550	550	550	550
消耗品費	800	800	800	800	800
印刷製本費	165	165	165	165	165
修繕費	200	200	200	200	200
通信運搬費	700	700	700	700	700
賃借料	400	400	400	400	400
備品等購入費	400	400	400	400	400
保険料	210	210	210	210	210
雑費	500	500	500	500	500
本部繰入金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	70,833	72,110	73,388	74,655	75,933

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
------------	------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

指定管理料提案書（収支予算書）（令和9～13年度）

（単位：千円）

【収入】

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
指定管理料	77,320	78,598	79,877	81,165	82,443
入浴サービス等実費徴収額	60	60	60	60	60
合計	77,380	78,658	79,937	81,225	82,503

【支出】

科目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人件費	66,395	67,673	68,952	70,240	71,518
常勤職員（6名）	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500
非常勤職員（4名）	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500
アルバイト	3,630	3,700	3,770	3,850	3,920
調理アルバイト	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
嘱託医賃金	968	968	968	968	968
法定福利費	8,500	8,700	8,900	9,100	9,300
退職給与引当金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
福利厚生費	109	111	114	116	118
労務厚生費	288	294	300	306	312
施設管理費	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
光熱水費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
庁舎管理	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	4,025	4,025	4,025	4,025	4,025
旅費	550	550	550	550	550
消耗品費	800	800	800	800	800
印刷製本費	165	165	165	165	165
修繕費	300	300	300	500	300
通信運搬費	700	700	700	700	700
賃借料	400	400	400	400	400
備品等購入費	400	400	400	400	400
保険料	210	210	210	210	210
雑費	500	500	500	500	500
本部繰入金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	77,320	78,598	79,877	81,165	82,443

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
------------	------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和 3 年 5 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい) 社会福祉法人 横浜市社会事業協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0017 横浜市泉区下飯田町 355 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)。
設立年月日	1981 年 4 月 1 日
沿革	<p>1981 年 4 月 1 日 法人設立。更生施設「横浜市中央浩生館」を受託経営。</p> <p>1983 年 4 月 1 日 身体障害者療護施設「よこはまりバーサイドとつかホーム(現よこはまりバーサイド泉)」を設置経営</p> <p>1993 年 1 月 27 日 「横浜市大岡在宅支援サービスセンター(現横浜市大岡地域ケアプラザ)」を受託経営</p> <p>2002 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「ゆい」を開設</p> <p>2002 年 12 月 1 日 「横浜市箕沢地域ケアプラザ」を受託経営</p> <p>2003 年 2 月 1 日 「横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター」を受託経営</p> <p>2006 年 4 月 1 日 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、横浜市大岡ケアプラザ、横浜市箕沢地域ケアプラザ、横浜中央浩生館指定管理者業務開始</p> <p>2009 年 9 月 1 日 「居宅サポート・リバーサイド泉」を開設</p> <p>2010 年 12 月 1 日 障害者グループホーム「サンライズ」を開設</p> <p>2011 年 12 月 1 日 生活介護事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨」を開設</p> <p>2012 年 3 月 1 日 障害者グループホーム「アンダー」を開設</p> <p>4 月 1 日 「横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター」を指定管理者として運営開始</p> <p>2013 年 7 月 1 日 就労継続支援 A 型事業所「アテイン」を開設</p> <p>11 月 1 日 生活介護・放課後等児童デイサービス事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ・ひまわり」を開設</p> <p>2015 年 4 月 1 日 就労継続支援 B 型・移行事業所「インカル」を開設</p> <p>2016 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「すてら縁」開設</p> <p>2017 年 4 月 1 日 横浜市多機能型拠点「こまち」開設</p> <p>2019 年 12 月 1 日 横浜市立左近山特別支援学校内に放課後等デイサービス「たんぽぽ」開設</p>

